

デ ィ ス ク ロ ー ジ ャ ー 誌

(J A み ど り の 現 状)

令 和 8 年 3 月 期

緑信用農業協同組合

名古屋市緑区潮見が丘二丁目 3 2 5 番地

電話 0 5 2 - 8 9 6 - 3 2 7 1

目 次

《JA 活動の概要》

あいさつ	…… 1
協同組織の特性	…… 1 ～ 2
地域との繋がり	…… 2 ～ 3
農業振興活動	…… 3
歩 み	…… 4
令和 7 年度トピックス	…… 4 ～ 6
事業・商品・サービスのご案内及びご利用状況	
信用事業のご案内	…… 6 ～ 7
主な取扱商品・サービス	…… 7 ～ 9
主な手数料一覧	…… 1 0 ～ 1 1
店舗網	…… 1 2

《業務運営の方針》

経営管理体制	…… 1 2
リスク管理の状況	…… 1 2 ～ 1 4
法令遵守の体制	…… 1 4
コンプライアンス態勢の確立	…… 1 4 ～ 1 5
コンプライアンス態勢の運営組織図	…… 1 6
情報セキュリティ基本方針	…… 1 6
金融 ADR（裁判外紛争解決）制度への対応	…… 1 7 ～ 1 8
内部監査体制	…… 1 8
経営機構	…… 1 8
役 員	…… 1 9
職員数	…… 2 0
事業の概況	…… 2 0
業務の適正を確保するための体制	…… 2 1 ～ 2 4
自己資本の状況	…… 2 4
貸借対照表（2 期分）	…… 2 5
損益計算書（2 期分）	…… 2 6 ～ 2 7

注記表（２期分）	…… 2 8 ～ 4 5
剰余金処分計算書（２期分）	…… 4 6
財務諸表の正確性等にかかる確認	…… 4 7
会計監査人の監査	…… 4 7
主要な経営指標の推移	…… 4 8
利益及び利益率	…… 4 9
《信用事業》	…… 5 0 ～ 5 9
信用事業総利益の内訳と信用事業総利益率	
資金運用収支の内訳と利鞘	
資金運用収支の増減	
役務取引等収支の内訳	
その他事業直接収支の内訳	
貯 金	
貯金平均残高	
固定金利・変動金利別定期貯金残高	
貸出金等	
貸出種類別平均残高	
固定金利・変動金利別貸出金残高	
貸出金の担保別残高	
債務保証見返額の担保別残高	
貸出金の使途別残高	
貸出金業種別残高	
主要な農業関係の貸出金残高	
農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況	
元本補てん契約のある信託にかかる貸出金のリスク管理債権の状況	
貯貸率	
貸倒引当金の増減額	
貸出金償却額	
有価証券	
有価証券平均残高	
商品有価証券種類別平均残高	
有価証券の残存期間別残高	

貯証率	
有価証券の時価情報等	
内国為替取扱実績	
《共済事業》	…… 6 0 ～ 6 2
長期共済新契約高	
長期共済保有契約高	
医療系共済の入院共済金額	
介護共済その他の共済の共済金額保有高	
年金共済の年金年額	
短期共済新契約高	
共済契約者数および被共済者数	
《農業関連事業》	…… 6 3
購買品（生産資材）取扱実績	
販売品取扱実績	
保管事業取扱実績	
利用事業取扱実績	
加工事業取扱実績	
《生活その他事業》	…… 6 4
購買品（生活物資）取扱実績	
介護事業取扱実績	
不動産事業（宅地等供給事業）取扱実績	
《指導事業》	…… 6 4
《自己資本の充実の状況》	
①自己資本の構成に関する事項	…… 6 5
自己資本の充実度に関する事項	…… 6 6 ～ 6 8
①信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額 並びに区分ごとの内訳	
②オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の概要	
信用リスクに関する事項	…… 6 8 ～ 7 5
①標準的手法に関する事項	
②信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び三月以上延滞	

エクスポージャーの期末残高	
③貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	
④業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額	
⑤信用リスク・アセット残高内訳表	
⑥ポートフォリオの区分ごとの CCF 適用後及び信用リスク削減手法の効果を 勘案した後のエクスポージャーの額	
⑦信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト 1250%を適用する残高	
⑧資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表	
信用リスク削減手法に関する事項	…… 7 5 ～ 7 6
① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	
② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額	
派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	…… 7 7
証券化エクスポージャーに関する事項	…… 7 7
CVA リスクに関する事項	…… 7 7
マーケット・リスクに関する事項	…… 7 7
オペレーショナル・リスクに関する事項	…… 7 7
出資等または株式等エクスポージャーに関する事項	…… 7 7 ～ 7 8
①出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	
②出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価	
③出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益	
④貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 （保有目的区分をその他の有価証券としている株式・出資の評価損益等）	
⑤貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 （子会社・関連会社株式の評価損益等）	
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	…… 7 8
金利リスクに関する事項	…… 7 9
①金利リスクの算定手法の概要	
③金利リスクに関する事項	
《業務運営の方針》	…… 8 0
《個人情報保護方針》	…… 8 1 ～ 8 2

《JA 活動の概要》

あいさつ

組合員ならびにご利用者の皆さまには、日頃から J A みどり各事業に格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

さて、中東情勢の影響による石油関連製品の調達難と価格高騰で農業関連資材を始め建築資材などにも受注や販売の停止、値上げ、出荷制限の動きが出ています。また、農業界では、高齢化の波、高温障害による農作物の不作に直面し、多くの地域で担い手不足が進んでおり、生産維持が大きな課題となっています。

一昨年より「金利のある世界」へと進展し、貯金獲得のため、どの金融機関でも金利競争が激しくなっておりますが、当 J A では昨年夏・冬の貯蓄キャンペーンを実施し、貯金残高は 3 月末には期首から 6 4 億円の増加、貸出金残高も住宅ローンを中心に 6 3 4 億円まで増加しております。J A 内外のデジタル化もさらにレベルアップし、この先大きな転換期を迎える中にあり、農家所得の増大とともに J A の経営基盤を強化することができております。これもひとえに組合員や利用者の皆さまのおかげと感謝しております。

令和 7 年度には新たに、J A みどりのキャラクター“みのるん”が身に着けている緑区産の農産物を販売する“みのるんマルシェ”を行いました。4 月は「たけのこ」、8 月は「ぶどう」、1 0 月は「アボカド」、1 2 月は「徳重だいこん」を販売したところ、行列ができるほどの盛況ぶりで、季節ごとの新鮮な農産物が購入できるとあって多くの方に来場者していただきました。その中でも、ブランド化の要であるアボカドの生産個数も年々増え、様々な機会に、クリーミーで濃厚な緑区産のアボカドをたくさんの方に食していただくことができました。

この令和 8 年度からは、すでに愛知県内 1 3 J A が導入している県中央会「総合ポイント制度」がリニューアルし、ポイント付与から還元まで、会員カード方式からスマホによる利用が可能となったため、当 J A でも導入し、4 月よりポイント付与を始めております。貯金・融資・不動産管理・農協行事の参加によってポイントが獲得でき、生産資材から生活必需品、味のトラベル、バンテリンドームナゴヤの野球観戦ペアチケット、年金友の会など年間行事の参加費などと交換できます。金利に加えポイントの獲得によってさらにお得になり、お楽しみも増えます。どうぞお気軽に職員までお問い合わせください。

組織や次世代も含め、“組合員の困った”の相談、“プチ体験”も好評で、年々ご利用者も増加しております。

今後も組合員や利用者の皆さまの付加価値アップに向け、さらなる活性化を図ってまいります。引き続きご支援・ご利用をよろしくお願いいたします。

緑信用農業協同組合
代表理事組合長 小島 教正

協 同 組 織 の 特 性

当組合は、名古屋市緑区を事業区域として農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助（お互いに助け合い、お互いに発展していくこと）を共通の理念として運営される農業協同組合であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。

当組合の資金は、その大半が組合員並びに地域利用者の皆さま方からお預かりした、大切な財産である「貯金」を源泉としております。

また、資金を必要とする組合員並びに地域利用者の皆さま方に対しては、融資をご利用いただく

ことで金融仲介機能を発揮しております。

農業協同組合・地域金融機関としての社会的責任の重みを常に認識し、公正かつ健全な業務運営を通じて、組合員の皆さまや地域社会から揺るぎない信頼を確保するため、地域農業の振興とコンプライアンス（法令等遵守）態勢の確立を経営上の最重要課題として取り組んでまいります。

・経営理念

リレーションシップバンキングとコンプライアンス

・経営方針

農業協同組合・地域金融機関としての社会的責任

J Aの総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供し、安定経営に努めるとともに、継続的な農業者の所得増大と地域住民の農業応援団化の実現に取り組み、地域の農業協同組合として農業や助け合いを通じた社会貢献に努めています。

また、J Aみどりは、地域になくてもはならないJ Aで在り続けるため、自己改革の実践を支える持続可能な経営基盤の確立・強化とともに、組合員との徹底した対話を通じて、総合事業を基本として「不断の自己改革」に取り組んでまいります。

組合員数	正組合員数	9 7 6 人
	准組合員数	1 1, 2 7 7 人
		(令和8年3月31日現在)
出資金	出資金額	1 3 9 百万円
		(令和8年3月31日現在)

地域との繋がり

【文化的・社会的貢献に関する事項】

- 交通事故ゼロの日（毎月0のつく営業日）に立哨活動
- 緑区内の全小学校5年生のクラスに雑誌「ちゃぐりん」を配布
- 名古屋市農産物品評会へ参加
- 桶狭間古戦場慰霊祭への協賛・参加
- 「こども110番の家」登録
- 農業塾の開講
- 全職員認知症サポーター養成講座受講（オレンジリング着用）
- 体験農園開設
- 「この家は無事です」プレートの寄贈

【利用者ネットワーク化への取り組み】

- 年金友の会、年金無料相談会、ゴルフコンペ
- 不動産部主催の各種税務・土地利用等の説明会
- J Aみどりのオリジナルホームページの活用（ローンインフォメーション・J Aみどりのプロフィール・各種商品の宣伝・J A共済掛金シミュレーション・不動産情報・相続税らくらくシミュレーションなど）
- Z o o m（オンライン会議システム）を活用した説明会や相談体制の構築
- 組合員・女性部向け公式L I N Eを活用した情報提供
- G o o g l e フォームを活用した行事の出欠受付の構築
- ポイント制度（スマホ会員証）

【情報提供活動】

- 組合員だより等の J A 広報誌の発刊
- ラッピングバスやインターネット、店内ポスター、新聞折り込みチラシ、ダイレクトメール、LINE、インスタグラム等を通じた組合員等利用者への情報提供

【地域密着型金融への取り組み】

- J A まつりの開催による地域密着
- やさい朝市、軽トラ市を通じた地域密着
- 地元不動産業者との住宅ローン提携

農業振興活動

- ・ 安心・安全な農産物づくりへの取り組み
- ・ 毎週土曜日に本店・支店で開催しているやさい朝市
- ・ 地元スーパーマーケットの産直コーナーへの出荷
- ・ 体験農園の運営
- ・ 農業支援基金助成金・農業機器等購入に関する助成金
- ・ ジャム加工の斡旋及び助成金
- ・ 6次産業化の研究
- ・ 地元伝統野菜の研究
- ・ 農産物の販路拡大の取り組み
- ・ 園芸組合への支援
- ・ 営農相談員の配置
- ・ 農業応援定期貯金の取扱いと農業応援基金積立金の実施
- ・ 貸出用農業機械の廉価貸出
- ・ 経済担当職員の増員
- ・ 雑誌「ちゃぐりん」の配布
- ・ 朝市をはじめとした農業者への生産履歴記帳運動への取り組みと回収
- ・ 農産物販売者に対する農薬使用履歴記録ノートの配布と記帳運動の継続
- ・ 不要農薬、容器、廃棄ビニールの回収
- ・ 農薬安全使用講習会
- ・ ぶどう剪定講習会
- ・ 農業関連融資として制度資金の取次
- ・ 農業塾の開講（初級・実践型）
- ・ 担い手訪問の増回
- ・ 軽トラ市の開催（7月・12月）
- ・ 花き農家支援、農産物の買い取り
- ・ 高収益品目（アボカド）・多品目栽培（かんしょ、すいか、白ナス、マクワウリ）の栽培奨励
- ・ 野菜苗プレゼントデーの実施
- ・ 徳重だいこんの即売会
- ・ 徳重だいこん保存会の設立
- ・ ぐりんファームの開設
- ・ 都市農業イベントへの参加
- ・ みのるんマルシェ（たけのこ、ぶどう、アボカド、徳重だいこん、柑橘類）
- ・ なごやさいマルシェ

歩 み

昭和 23 年度…鳴海町農協設立、有松町農協設立

38 年度…名古屋市への合併に伴い「鳴海農業協同組合」へ改称

39 年度…現在の本店所在地へ鳴海農協本所事務所移転

44 年度…鳴海農協と有松町農協が合併し「緑農業協同組合」として発足、桶狭間支所竣工

45 年度…有松出張所竣工

昭和 46 年度…不動産部発足、徳重支所竣工

47 年度…徳重給油所竣工

50 年度…賃貸住宅管理組合設立

51 年度…貯金 100 億円達成大会

52 年度…有松出張所閉店

58 年度…「緑信用農業協同組合」と改称

59 年度…本店事務所新装オープン

61 年度…徳重支店新装オープン、本店給油所オープン

平成 2 年度…貯金 500 億円

3 年度…「農協」から「JA」へ、愛称「JAみどり」へ

4 年度…徳重給油所新装オープン

6 年度…桶狭間支店朝市開始

11 年度…徳重支店朝市開始

12 年度…徳重支店新装オープン

14 年度…本店朝市開始

15 年度…貯金 1000 億円達成、本店東駐車場設置

16 年度…本店給油所閉店

21 年度…貯金 1500 億円達成、徳重給油所閉店

22 年度…徳重支店コインパーキング及び地下鉄連絡通路新規開設

26 年度…貯金 2000 億円達成

30 年度…貯金 2600 億円達成、合併 50 周年記念「JAみどり感謝祭」の開催

令和 元年度…「合併 50 周年記念式典および記念コンサート」開催、「合併 50 周年記念誌」発行。

3 年度…本店新北館竣工

4 年度…本店本館改修工事、徳重だいこん保存会の設立、徳重だいこんが「あいちの伝統野菜」に選定

5 年度…「飲酒運転大根絶」と称して「徳重だいこん」をドライバーに配布した交通安全運動に協力、「ブルーシート・災害用トイレ等」配布（みどり基金）

6 年度…地元スーパーと農協まつりにてアボカドの販売、「防犯設備・グッズ」の斡旋と助成、プチ体験の実施

7 年度…みのるマルシェの開催、「簡易トイレ」「初めての野菜づくり」教本配布（みどり基金）、プチ体験の実施、米価高等対策「特別購買利用券」配布
緑警察署との連携による詐欺被害防止イラスト入り封筒の作成

令和 7 年度トピックス

● 全 般

- ・ 愛知県常例検査（2 月）
- ・ 会計監査人監査（4 月、7 月、8 月、12 月、1 月、3 月）
- ・ 監事監査（4 月、5 月、10 月）

- ・ 外部監査、内部監査（4月、7月、10月、1月）
- ・ 中央会監査（4月、12月）
- ・ 支部長会議（5月、2月）
- ・ 第77回通常総会（6月）
- ・ 支部長・女性部班長合同会議（7月）
- ・ 経営内容説明会（7月）

● 営農・生活事業

- ・ 夏野菜苗販売（4月）
- ・ すいか栽培講習（4月）
- ・ 名古屋市農産物品評会（7月）
- ・ 肥料農薬・栽培講習（7月）
- ・ ぶどう講習会（12月）
- ・ なごやさいマルシェ（1月）
- ・ 名古屋市農業者研修集会（1月）
- ・ 白ナス、マクワウリ栽培講習（3月）
- ・ みかん剪定講習会（3月）
- ・ 農業塾初級・実践型開講（前期：4～7月、後期：8月～11月）

● 宅地等供給事業（不動産事業）

- ・ 春の不動産市（4月）
- ・ 税制改正や不動産関係について説明会（5月）
- ・ 次世代向け説明会（7月）
- ・ 秋の不動産市（10月）
- ・ 路線価の動向と贈与について説明会（10月）
- ・ 確定申告と税制改正大綱について説明会（1月）

● 金融・共済事業

- ・ 年金友の会総会（5月）
- ・ 懸賞金付農業応援定期貯金抽選会（8月・2月）
- ・ J Aゴルフコンペ（10月）
- ・ 新年お楽しみ抽選会（1月）

● 地域社会とのふれあい

- ・ 名古屋市農産物品評会（7月）
- ・ 集団人間ドック（8月、9月、10月）
- ・ 第52回敬老会（9月）
- ・ 農協まつり（11月 同時開催 手芸展）
- ・ 愛知県農林畜産物品評会（12月）

● 女性部活動関係

- ・ 女性部総会
- ・ 女性学級 開校式
- ・ 女性学級 漬物講習（6月）

- ・ 女性学級 テーブルマナー（7月）
- ・ 女性学級 健康会議（8月）
- ・ 女性学級 手芸講習（8月・9月）
- ・ 女性学級 社会見学（10月）
- ・ 女性学級 講話（11月）
- ・ 女性学級 寄せ植え（12月）
- ・ 女性学級 体力づくり（1月）
- ・ 女性学級 修了式（2月）
- ・ 女性部監査（3月）
- ・ 花き栽培講習（4月、5月、8月、9月）
- ・ 班長会議開催（4月、7月、1月）
- ・ 手芸作品展（11月）
- ・ 新旧合同班長会議開催（3月）
- ・ クラブ活動
習字クラブ、料理クラブ、編み物クラブ、手芸クラブ、カラオケクラブ、レザークラフトクラブ、茶道クラブ、体操クラブ、和のスポーツフィットネス NOSS クラブ
手芸作品展等で日頃の成果を発表いたしました。
- その他の活動
 - ・ 男の料理教室
 - ・ プチ体験

事業・商品・サービスのご案内及びご利用状況

信用事業のご案内

信用事業は、貯金、融資、為替など、いわゆる銀行業務を行っています。

この信用事業は、J A、信連、農林中金という三段階の組織が有機的に結びつき、J A系統金融として大きな力を発揮しています。

貯 金

組合員はもちろん地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。

また、全国の J Aでの貯金の出し入れをはじめ、銀行や信用金庫、コンビニエンスストア等でも現金の引き出しができるキャッシュサービスのお取扱いをしています。

融 資

組合員の皆さまへの融資をはじめ、地域の皆さまの暮らしや農業者の事業に必要な資金をご融資しています。

また、地域の皆さまへの個人住宅ローンを積極的に推進し、地域社会の向上・発展に貢献しています。

為 替

全国の J A・信連・農林中金の店舗をはじめ、全国の銀行、信用金庫などの各店舗と為替網を結び、J Aの本支店を通じて全国の金融機関へ安全・迅速・確実に振込、送金などができる為替のお取扱いをしています。

自動受取・自動支払サービス

給与・年金などの自動受取りサービスや、電気・電話・ガスなどの公共料金の自動支払サービスのほか、J Aカードなどのクレジットカードの会員・加盟店のお申込みの取次ぎをしています。

また、事業主の皆さまのために、給与振込サービス、口座振込サービスなどをお取扱いしています。

主な取扱商品・サービス

(貯 金)

種 類		内 容	期 間	預入金額
普 通 貯 金		いつでも自由に出し入れができる貯金です。給与、年金などの自動受取りや各種公共料金の自動支払いにもご利用いただけますのでお財布代わりにお使いください。	出し入れ 自 由	1 円以上
貯 蓄 貯 金		使いみちの決まらないお金を預けて増やしながら、いつでも自由に出し入れができる貯金です。		
当 座 貯 金		お支払いに小切手をお使いいただく貯金です。事業用の口座としてご利用いただくと便利です。		
通 知 貯 金		まとまったお金の短期運用に好適な貯金です。お引き出しの場合には、2 日以上前にお知らせください。	7 日以上	5 万円以上
定 期 貯 金	ス ー パ ー 定 期	お預入れ期間を1 か月から1 0 年までラインナップしたベーシックな定期貯金です。お預入期間が3 年以上の定型方式で複利型のものはお利息を半年複利で計算します。	定型方式は1 か月～1 0 年 期日指定方式は1 か月超5 年未満	1 円以上
	満 期 フ リ ー 定 期	据置期間（6 か月）を経過すればいつでも解約でき、お利息もお預入期間に応じて計算しますので大変お得です。一部解約もできます。	最長預入期限は5 年です。据置期限は預入日から6 か月後の応当日の前日までとします。	1 円以上 1, 0 0 0 万円未満
	大 口 定 期 貯 金	1, 0 0 0 万円以上の大口資金の運用に最適な商品です。	スーパー定期と同じ	1, 0 0 0 万円以上
	期 日 指 定 定 期 貯 金	据置期間（1 年）を経過すればご自由に満期日の指定ができるほか、一部解約の取扱いもでき、大変便利な定期貯金です。さらに、お利息を1 年複利で計算します。	3 年以内	1 円以上 3 0 0 万円未満
	変 動 金 利 定 期 貯 金	市場金利の変動により、半年ごとに金利を変更させていただきます。お預入期間は3 年で、お利息を半年複利で計算します。	1・2・3 年	1 円以上
	積立型定期貯金	エンドレス型 期間を定めずにマイペースで積立て、将来に備えてまとまった資金を貯えていただくのにピッタリの定期貯金です。	自由	1 円以上
	満 期 型	あらかじめ使いみち、使う日が決まっている場合に、使う日（目標日）に合わせて、必要な資金を貯えていただくのに便利な定期貯金です。	6 か月以上1 0 年以内	
財 形 貯 蓄	一般財形貯金	勤労者の財産づくりのための貯金で、お預入は給与等からの天引きですので、無理なく確実に財産形成ができます。	3 年以上	1 円以上
	財形年金貯金	3 か月ごとに積立金をお受取りになれる年金タイプの財形貯金です。財形住宅貯金と合わせて5 5 0 万円まで非課税扱いです。在職中はもちろん、退職後も引続き財形非課税枠をご利用いただけます。	預入 5 年以上 据置 6 か月以上 受取 5 年以上 2 0 年以内	
	財形住宅貯金	住宅取得や増改築のための財形貯金です。財形年金貯金と合わせて5 5 0 万円まで非課税扱いです。	5 年以上	
スーパー積金	定 額 式	ライフプランに合わせて毎月一定額を掛込む積金です。掛込期間はご自由にお選びいただけます。	1・2・3・4・5 年	1, 0 0 0 円以上
	目 標 式	最初に目標額（満期お受取り額）を定めて、一定期間掛込む積金です。掛込期間はご自由にお選びいただけます。		

※スーパー定期をベースとして、各種サービスを付加した企画型の定期貯金を取扱っています。

(ローン)

種	類	お 使 い み ち	ご 融 資 額	ご 返 済 期 間	ご 返 済 方 法	担 保 ・ 保 証
農業資金	アグリマイティー 資 金	生産・担い手資金、加工・流通・販売資金、地域活性化・地域振興資金、再生可能エネルギー対応資金、災害緊急資金、農業制度資金用つなぎ資金	所要資金の範囲内 (ただし再生可能エネルギー対応資金は10,000万円以内、災害緊急資金は1,000万円以内)	長期資金は原則10年以内(対象事業に応じ最長20年以内)、災害緊急資金は最長5年以内、短期資金は1年以内	長期資金は案件により個別に定める 短期資金は原則として期日一括返済または元金均等返済	必要に応じて担保徴求/愛知県農業信用基金協会の保証
	新 規 就 農 援 助 資 金	農業経営にかかる設備・運転資金	1,000万円以内	長期資金17年以内(就農経過年数により異なる)、短期資金1年以内	長期資金は元利均等返済または元金均等返済、短期資金は期日一括返済	
	農 業 経 営 維 持 継 続 資 金 (危 機 対 応)	大規模災害等に起因して弁済が困難となる既往債務の弁済に必要な資金	既往債務残高以内	15年以内	案件により個別に定める	必要に応じて愛知県農業信用基金協会の保証
	農 機 ハ ウ ス ロ ー ン	農業経営に必要な設備施設資金	1,800万円以内	1年以上 10年以内	元利均等返済または元金均等返済	
	担 い 手 応 援 ロ ー ン	農業経営に必要な運転資金	1,000万円以内	1年以内	期日一括返済または元金均等返済	
	交 付 金 等 つ な ぎ 資 金	行政による農業者向け交付金受領までのつなぎ資金	交付金相当額のうちJA口座に入金される金額以内	1年以内	交付金入金時返済	不要
住宅資金	住 宅 ロ ー ン (新築・購入コース)	住宅の建築・購入、土地購入、増改築、おまとめおよび諸費用資金	10万円以上 20,000万円以内	3年以上 50年以内 (1年単位)	元利均等毎月返済または元金均等毎月返済(ボーナス時の増額返済が可能)	協同住宅ローン(株)の保証
	住 宅 ロ ー ン (借 換 コ ー ス)	住宅資金の借換、借換と合わせた増改築、おまとめおよび諸費用資金	10万円以上 20,000万円以内	3年以上 40年以内 (1年単位)		
	リフォーム・無担保住宅ローン(協同住宅ローン保証型)	リフォーム・住宅購入・建築・住宅ローン借換え・空き家解体資金	10万円以上 2,000万円以内 (空き家解体資金は10万円以上500万円以内)	6か月以上20年以内 (空き家解体資金は10年以内)	元利均等毎月返済(ボーナス時の増額返済が可能)	
	リフォーム・空き家解体・無担保借換住宅ローン(三菱UFJニコス保証型)	住宅の増改築・改装・補修資金、住宅関連設備資金、空き家解体を目的とする資金、住宅ローンおよびリフォームローンの借換資金	10万円以上 2,000万円以内 (お使いみちにより異なる)	1年以上 20年以内 (お使いみちにより異なる)	元利均等毎月返済(ボーナス時の増額返済が可能)	三菱UFJニコス(株)の保証
生活資金	教育ローン(三菱UFJニコス保証型)	入学金、授業料、下宿代など就学に必要な資金	10万円以上 1,000万円以内	6ヶ月以上 15年以内	元利均等毎月返済(ボーナス時の増額返済が可能)	三菱UFJニコス(株)の保証
	マイカーローン(三菱UFJニコス保証型)	自動車の購入、修理、車検などに必要な資金	10万円以上 1,000万円以内	6ヶ月以上 10年以内		
	多目的ローン(三菱UFJニコス保証型)	暮らしまたは事業に必要な資金	10万円以上 500万円以内			
	フリーローン(三菱UFJニコス保証型)			1年	毎月1日払いの約定返済	
	カードローン(三菱UFJニコス保証型)	暮らしに必要な資金	10万円以上 500万円以内		卒業年度末日まで利息のみ、以降は毎月1日払いの約定返済	
	教育ローン(カード型)(三菱UFJニコス保証型)	入学金、授業料、下宿代など就学に必要な資金	10万円以上 700万円以内	1年	利息は毎月1日払い 元金は契約者死亡後一括返済	
	リバースモーゲージローン	暮らしに必要な資金	300万円以上 1億円以内			

(サービス)

種 類	内 容
為 替	全国の J A はもちろんのこと、全国銀行データ通信システムを利用して、銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫などとも振込、代金取立、送金がスピーディーにでき、大変便利です。
自 動 受 取 サ ー ビ ス	給与・賞与、年金などを J A の貯金口座をご指定いただくことによって自動的にお受取りになれます。受取日にはきちんと入金されますので安全・確実です。
自 動 支 払 サ ー ビ ス	公共料金、税金、J A カード利用代金などを J A の貯金口座をご指定いただくことによって自動的にお支払いいただけます。お支払いの手間が省けて便利です。
自 動 送 金 サ ー ビ ス	毎月決まった日に、決まった金額を、決まった振込先に自動的に振り込みます。お子様への仕送りや家賃、駐車料金などの振込に大変便利です。
J A キャッシュサービス	J A では、偽造や不正な読み取りが困難な I C チップを搭載して安全性を強化した I C キャッシュカードをお勧めしております。J A のキャッシュカード 1 枚で、県下の J A はもちろん全国の J A ・セブン銀行およびゆうちょ銀行のキャッシュコーナーでも現金のお引出し、ご入金、残高照会がご利用いただけます。 また、セブン銀行およびゆうちょ銀行を除く銀行、信用金庫、漁協、コンビニエンスストアなどのキャッシュコーナーでも現金のお引出し、残高照会がご利用いただけます。
J デビットカードサービス	お手持ちの J A キャッシュカードで、J デビット加盟店における買い物時のお支払いができます。現金を引き出す手間が省け、貯金残高の範囲内でのご利用であるため、使い過ぎる心配もありません。
J A カ ー ド	J A カードの会員入会や加盟店加盟のお取次ぎをいたします。 また、E T C カードのお取次ぎをいたします。
株 式 払 込 取 次 サ ー ビ ス	増資の際の株式払込みのお取次ぎをいたします。
給 与 振 込 サ ー ビ ス	毎月お支払いの給与、賞与を従業員の皆様をご指定される J A をはじめとする金融機関の貯金口座へお振込みいたします。給与支払事務の合理化にお役立てください。
口 座 振 込 サ ー ビ ス	継続的にお支払いの商品仕入代金、諸経費などの支払金をご指定の取引先の貯金口座へお振込みいたします。支払事務の合理化にお役立てください。
自 動 集 金 サ ー ビ ス	賃貸料、会費などを支払人の貯金口座から引き落としてご指定の貯金口座へ自動的にご入金いたします。集金事務の合理化にお役立てください。
小 規 模 企 業 共 済	小規模企業共済の加入や共済金のお受取りができます。
J A ネ ッ ト バ ン ク	ご自宅からでも外出先からでも、パソコンまたはスマートフォンにより、リアルタイムで残高照会、取引照会、さらには振込・振替・ペイジー（税金・各種料金払込サービス）などの各種サービスが簡単、便利にできます。
法 人 J A ネ ッ ト バ ン ク	簡単な申込み手続きで、オフィスのパソコンから、残高照会、振込などのサービスが利用できます。また安心して利用いただくための、セキュリティ対策やサポート体制も充実しています。

(複合商品)

種 類	内 容
総 合 口 座	給与・年金等の自動受取りや公共料金などの自動支払に便利な普通貯金と、まとまった資金の運用におトクな定期貯金（自動継続扱い）とが 1 冊の通帳で利用でき、いざというときに便利な自動融資がセットされた口座です。自動融資は普通貯金の残高が不足した場合に、定期貯金残高の 9 0 % 以内で、かつ最高 2 0 0 万円まで自動的にご利用いただけます。

主な手数料一覧

(内国為替の取扱手数料)

手 数 料 の 種 類					料 率	
為替手数料	振込手数料	窓口扱い	当組合本支店宛		無 料	
			県内農協宛（信連含む）		5万円未満 1 件につき	2 2 0 円
					5万円以上 1 件につき	4 4 0 円
			県外農協・他金融機関宛		5万円未満 1 件につき	4 4 0 円
					5万円以上 1 件につき	6 6 0 円
		(キャッシュカード) ATM扱い	当組合本支店宛		無 料	
			県内農協宛（信連含む）		無 料	
			県外農協・他金融機関宛		1 件につき	3 3 0 円
		(現金) ATM扱い	当組合本支店宛		無 料	
			県内農協宛（信連含む）		無 料	
			県外農協・他金融機関宛		5万円未満 1 件につき	3 3 0 円
					5万円以上 1 件につき	5 5 0 円
		J A ネットバンク	県外農協・他金融機関宛		1 件につき	3 3 0 円
		法人 J A ネットバンク・J A データ伝送サービス (AnserDATAPORT 方式)	都度振込 (法人 J A ネットバンクに限る) 総合振込	県外農協・他金融機関宛	1 件につき	3 3 0 円
	給与・賞与振込		県外農協・他金融機関宛	1 件につき	1 1 0 円	
電子交換手数料			1 通につき	8 8 0 円		
代金取立手数料		他金融機関宛	1 通につき	1, 1 0 0 円		
自動送金サービス手数料	振込手数料	当組合本支店宛		無 料		
		県内農協宛（信連含む）		1 件につき	1 1 0 円	
		県外農協・他金融機関宛		1 件につき	3 3 0 円	
	取扱手数料		1 件につき	5 5 円		

(注) 振込手数料・ATM扱い（キャッシュカード）は、ご利用いただくキャッシュカードにより振込支払手数料（当組合手数料規程による）が加算されます。

(貸出業務にかかわる手数料)

手 数 料 の 種 類			料 率		備 考
証書貸付方式ローン取引手数料	固定金利選択手数料		1 件につき	5, 5 0 0 円	貸出当初における固定金利の選択時は無料とする。
	返済条件変更手数料（一部繰上返済手数料も含む）	固定金利特約期間中・長期固定金利型	1 件につき	2 2, 0 0 0 円	ＪＡネットバンクによる一部繰上返済 5 0 万円（元金）以上の場合は無料
		上記以外	1 件につき	5, 5 0 0 円	
	全額繰上返済手数料	固定金利特約期間中・長期固定金利型	1 件につき	3 3, 0 0 0 円	最終期限残存期間 2 年以内の場合は無料とする。
		上記以外	1 件につき	5, 5 0 0 円	
	取扱手数料		1 件につき	3 3, 0 0 0 円	
	当座貸越方式貸出金取扱手数料		1 件につき	5 5, 0 0 0 円	不動産担保商品のみ徴求
(根) 抵当権解除証書等再発行手数料		1 件につき	1 1, 0 0 0 円		

(その他の諸手数料)

手 数 料 の 種 類		料 率
通帳・証書再発行手数料		1 件につき 1,100 円
キャッシュカード等再発行手数料（磁気カード・J A カード（一体型）含む）		1 件につき 1,650 円
残高証明書発行手数料（所定用紙）		1 通につき 1,100 円
取引履歴照合表等発行手数料		1 通につき 2,200 円 ただし、電算処理できない期間は、 A 4 判 1 枚につき 2,200 円
自己宛小切手発行手数料		1 枚につき 880 円
小切手用紙交付手数料		1 冊（50 枚）につき 2,200 円
手形用紙交付手数料		1 冊（25 枚）につき 1,650 円
国債証券等保護預り口座兼振替決済口座管理手数料		無 料
貸金庫		種類により（年額） 7,920 円～11,220 円
J A ネットバンク	月額利用料	無 料
法人 J A ネットバンク	契約手数料	1 顧客あたり 27,500 円
	基本サービス（照会・振込サービス）	月額 1,100 円
	基本サービス＋伝送サービス（データ伝送・ファイル伝送）	月額 2,200 円
J A データ伝送サービス（Anser DATAPORT 方式）	契約手数料	1 顧客あたり 27,500 円 （令和 5 年度末まで無料）
	月額利用料	月額 3,300 円
	通知サービス利用料	月額 33,000 円

店 舗 網

地 区 名古屋市緑区

店舗一覧

店 舗 名	所 在 地	電話番号	ATM 設置台数
本 店	名古屋市緑区潮見が丘二丁目 325 番地	0 5 2 - 8 9 6 - 3 2 7 1	3 台
徳 重 支 店	名古屋市緑区乗鞍二丁目 223 番地	0 5 2 - 8 7 6 - 0 4 3 7	2 台
桶 狭 間 支 店	名古屋市緑区桶狭間神明 1513 番地	0 5 2 - 6 2 3 - 3 8 2 2	1 台

《業務運営の方針》

経営管理体制

当組合は、農業者により組織された協同組合であり、正組合員で構成される「総会」の決定事項を踏まえ、総会において選任された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、同じく総会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、組合員の各層の意思反映を行うため、地域の代表及び認定農業者、学識経験者等から登用を行っております。信用事業については専任担当の理事を置くとともに、常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

リスク管理の状況

1. リスク管理体制等

組合員・利用者の皆さまに安心して J A をご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく体制を整備しています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当 J A ではマネロン等対策を重要課題の 1 つとして位置づけ、リスクに応じた対策を適切に講じています。

(1) 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、不動産部に融資審査係を設置し、各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については、管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。さらに、資産自己査定の結果、必要額を貸倒引当金として計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

(2) 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被る

リスクのことで、主に、金利リスク・価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことで、

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、余裕金運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、係長以上で構成するALM委員会を原則毎週火曜日に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。

運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などにに基づき、リスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については、リスク管理部門（総務部企画管理課）が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い、経営層に報告しています。

（３）流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達とのミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことで、

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の経営管理情報を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

（４）オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスク及び受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクです。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続を整備し、定期検査等を実施するとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速に実現できるようにしていきます。

（５）事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことで、当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査等を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

（６）システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失

を被るリスクのことです。当 J A では、コンピュータシステムの安定かつ安全な運用を行っています。

法令遵守の体制

当組合は、コンプライアンス統括部署を中心として関係法令等を踏まえた諸規定・業務マニュアルの整備を図るとともに、社会的規範を逸脱するような事業姿勢を慎み、業務の健全性および適切性の確保に努めています。

コンプライアンス態勢の確立にあたっての基本的考え方は次のとおりです。

1. コンプライアンス態勢の確立についての経営上の位置付けの明確化

コンプライアンス態勢の確立を経営の最重要課題に位置付け、組織をあげて取り組むことを明確にし、毎年の事業計画に反映します。

2. コンプライアンスを確実に実施するための基本的枠組みの構築

コンプライアンスを確実に実施するための基本的枠組みを構築するため、次の事項に取り組むとともに、その継続的な改善に取り組みます。

(1) 内部管理態勢の整備・構築

組織をあげてコンプライアンスの実現に取り組むための内部管理態勢をさらに強化します。

(2) 基本方針等の徹底

コンプライアンスの実施にかかる基本方針等、コンプライアンス・マニュアルおよびコンプライアンスにかかわる役職員向け手引書を改良・強化しつつ、その徹底を図ります。

(3) 実践計画の策定

コンプライアンスを実施するための具体的実践計画（コンプライアンス・プログラム）を毎年策定し、実施します。

コンプライアンス態勢の確立

【関連規程類の体系】

1. コンプライアンス規程

コンプライアンス態勢を確実に実施するための規程

2. 倫理綱領

検査マニュアルに規定する「基本方針」として、全役職員が業務運営を遂行する際に堅持すべき考え方や行動の指針を明文化したもの

3. 行動規範

検査マニュアルに規定する「遵守基準」として、倫理綱領に基づき、当 J A の役職員の一人ひとりが守るべき業務上の具体的なあり方を示したもの

4. コンプライアンス態勢運営要領

コンプライアンス態勢を支える関係組織の役割を明確化し、コンプライアンスにかかる内部管理体制全体の運営方法を規定したもの

5. コンプライアンス・マニュアル

(1) 遵守すべき法令等

系統金融検査マニュアル等に規定する、すべての役職員が守らなければならない法令等

(2) 事故等対応手続

- ア. 事故等発生時の対応手続を規定したもの
- イ. 信用事業における苦情等の対応手続を規定したもの（J Aバンク苦情等対応要領）
- ウ. 共済事業における苦情等の対応手続を規定したもの（J A共済苦情対応要領）

【コンプライアンスプログラムの作成と実践状況】

コンプライアンスにかかる諸規程の整備、役職員の研修計画、報告相談活動の改善計画等を定めたものを理事会で承認し、年2回進捗状況を確認しています。

【個人情報保護に関する取組み（プライバシー・ポリシー）】

当組合は、組合活動の上で取り扱う個人情報について、法令及び組合諸規程を遵守したうえ、これらを適切に管理、保護し、組合員及びご利用者等に対して安心できるサービスの提供・向上を目的として、以下のとおり個人情報の保護に関する方針を定め、これを実行します。

1.利用目的の明確化

当組合は、定めた利用目的の提示を受けた者が、その個々の取り扱いにつき、利用目的の必要な範囲にあるか否かを容易に判断できるように、その利用目的を明確にします。

2.収集の際の制限

当組合は、個人情報を収集する場合、法令、セキュリティ・ポリシー及び組合諸規程を遵守し、公正な手段及び手続によりこれを行います。

3.利用目的以外の利用禁止

当組合は、個人情報を取得した場合、個人の同意がある場合や法令の規定による場合以外は、これを利用目的以外に利用しません。

4.正確性の確保

当組合は、保有する個人情報を、その利用目的に則して、正確、完全かつ最新の内容に保つよう努力します。

5.安全管理

当組合は、個人情報の活用及び管理において、それを漏えい、滅失又は毀損することが無いように、法令、セキュリティ・ポリシー及び組合諸規程に従い、安全管理のための必要な措置を講じます。

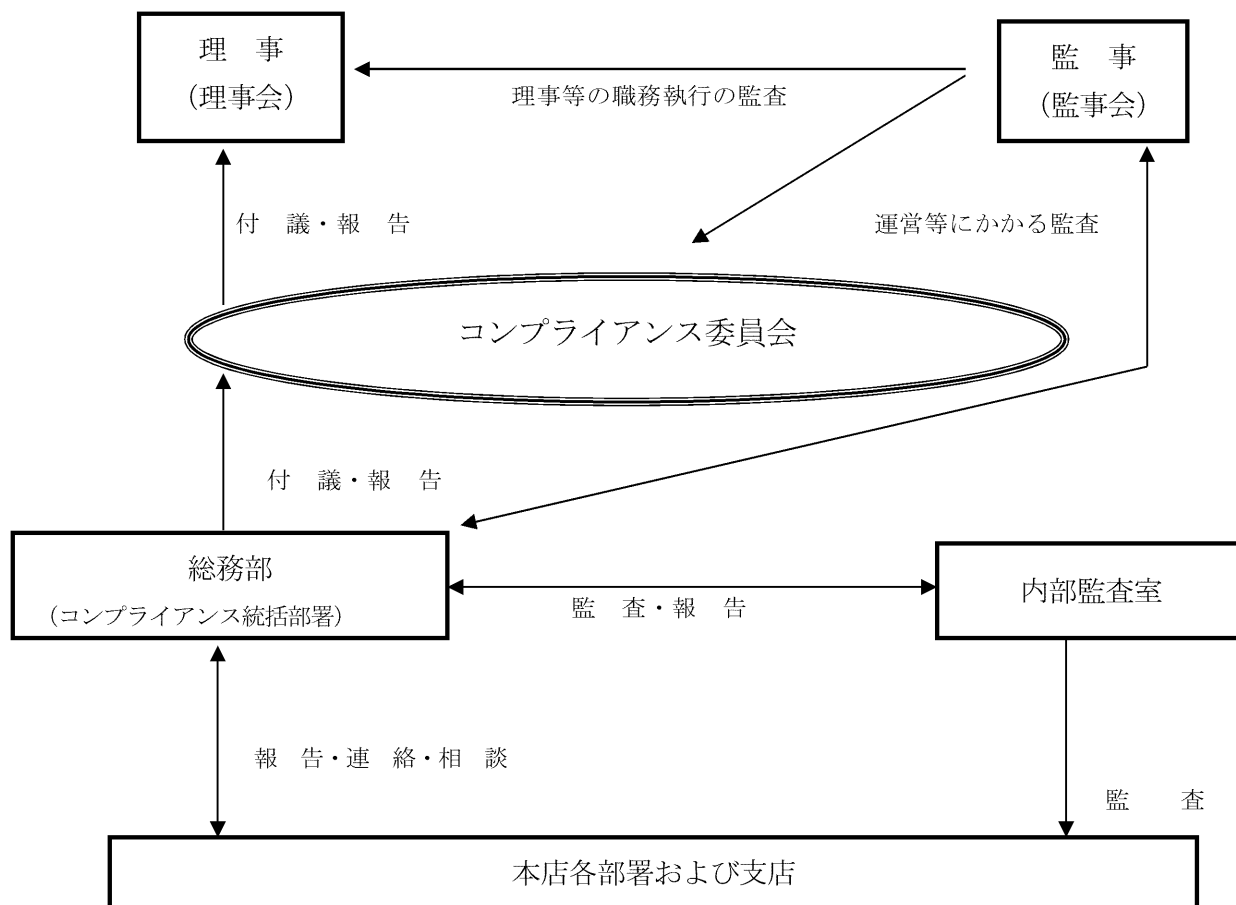
6.公表

当組合は、保有する個人情報について、その存在及び利用目的を本人の知り得る状態に置きます。

7.個人からの要求に対する対応

当組合は、保有する個人情報の本人からの開示、訂正及び利用停止等の求めに応ずるため適切な手続を定め誠実に対応します。

コンプライアンス体制の運営組織図



情報セキュリティ基本方針

当組合は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預りした情報セキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当組合は、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当組合は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な組織的・人的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害などが発生しないよう努めます。
3. 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる態勢を維持します。
4. 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が起きた場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

金融ADR（裁判外紛争解決）制度への対応

1. 苦情処理措置の内容

当組合では、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、J Aバンク相談所やJ A共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

＜当J Aの相談・苦情等受付窓口＞

◇信用事業

- ・金融部

電話番号：052-896-3274

受付時間：午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）

※ 相談・苦情等については、まずは当組合の窓口へお申出ください。なお、J Aバンク相談所でも、J Aバンクに関するご相談・苦情をお受けしております。

- ・J Aバンク相談所（(一社) J Aバンク・J Fマリンバンク相談所）

電話番号：03-6837-1359

受付時間：午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）

◇共済事業

- ・共済部共済課

電話番号：052-896-4602

受付時間：午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）

※ 相談・苦情等については、まずは当組合の窓口へお申出ください。なお、J A共済相談受付センターでも、相談・苦情等のほか、J A共済全般に関するお問い合わせをお電話で受け付けております。

- ・J A共済相談受付センター（J A共済連全国本部）

電話番号：0120-536-093

受付時間：午前9時～午後6時（月曜日～金曜日）

午前9時～午後5時（土曜日）

※日・祝日および12月29日～1月3日は休業日

2. 紛争解決措置の内容

当組合では、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

◇信用事業

愛知県弁護士会紛争解決センター

電話番号：052-203-1777（本会）

0564-54-9449（西三河支部）

受付時間：午前10時～午後4時（土・日・祝日・年末年始を除く）

◇共済事業

（一社）日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

（一財）自賠責保険・共済紛争処理機構

<https://www.jibai-adr.or.jp/>

（公財）日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

(公財)交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

※各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧ください。

内部監査体制

当組合では、内部監査室は、被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善を行っています。

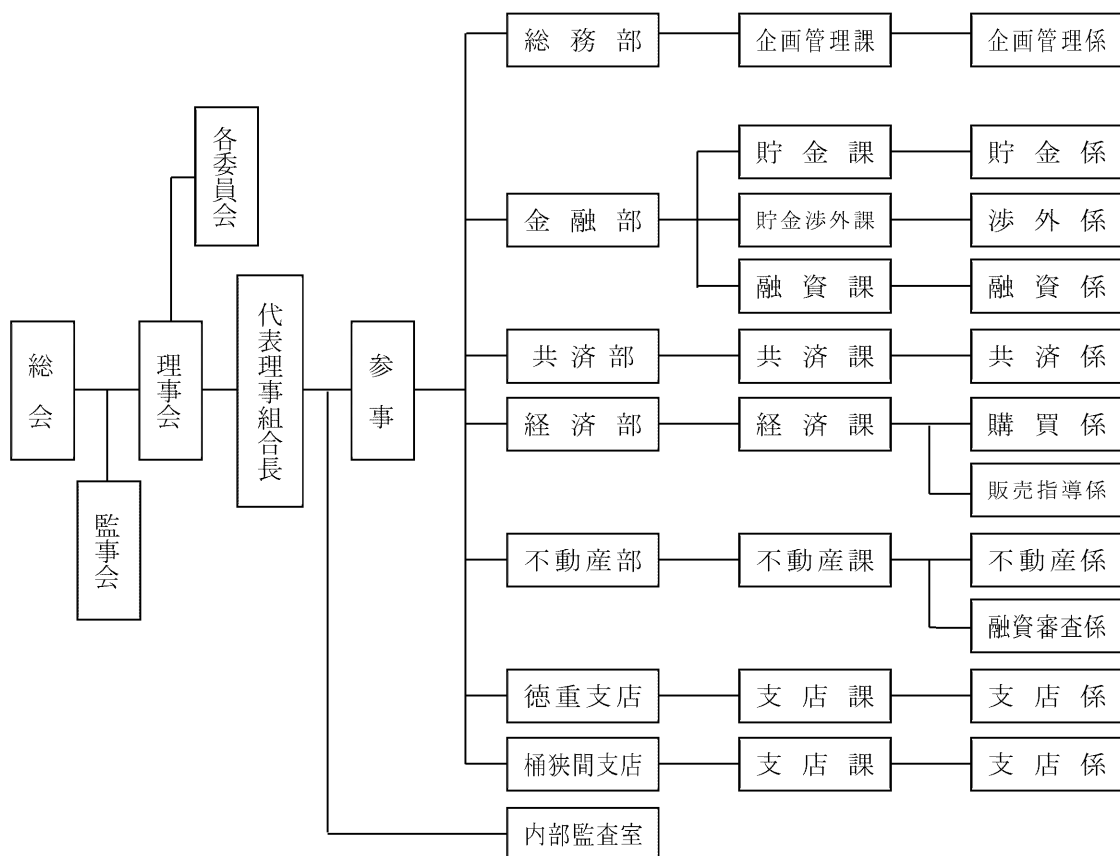
また、当組合の内部監査は、J Aの本店・支店のすべての部門を対象とし、年度の内部監査計画に基づき定期・不定期に実施しています。監査結果は、代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。

さらに、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

以 上

経営機構

(令和8年3月31日現在)



役 員

(令和8年6月24日現在)

役 職 名	氏 名	常勤・非常勤 の別	代表権 の有無	認定農業、実践的能力者 等の資格	備 考
代表理事組合長	小島 教正	常 勤	有	実践的能力者	
代表理事副組合長	深川 美知子	非常勤	有	実践的能力者	総務委員長
理 事	酒井 治公	非常勤		実践的能力者	総務副委員長
理 事	濱島 秀夫	非常勤		実践的能力者	総務委員
理 事	本多 智	非常勤			総務委員
理 事	榎本 ゆかり	非常勤		実践的能力者	総務委員
理 事	濱島 茂	非常勤		実践的能力者	金融委員長
理 事	瀧田 壽江	非常勤		実践的能力者	金融副委員長
理 事	梶野 敏伯	非常勤		実践的能力者	金融委員
理 事	小川 幹夫	非常勤			金融委員
理 事	小島 春幸	非常勤		実践的能力者	金融委員
理 事	深川 重義	非常勤		実践的能力者	経済委員長
理 事	梶野 浅治	非常勤		認定農業者	経済副委員長
理 事	花井 典彦	非常勤		実践的能力者	経済委員
理 事	青山 茂裕	非常勤		実践的能力者	経済委員
理 事	近藤 守寛	非常勤		認定農業者	経済委員
理 事	今村 雄二	非常勤		実践的能力者	開発委員長
理 事	坂野 真季夫	非常勤		実践的能力者	開発副委員長
理 事	村瀬 敏博	非常勤		実践的能力者	開発委員
理 事	阪野 弘子	非常勤		実践的能力者	開発委員
理 事	横井 清春	非常勤		実践的能力者	開発委員
常勤理事	宇根 良徳	常 勤		実践的能力者	職員兼務理事
常勤理事	石田 和之	常 勤		実践的能力者	職員兼務理事
監 事	鬼頭 真澄	非常勤			代表監事
監 事	本多 隆	非常勤			副代表監事
監 事	平岩 一保	非常勤			
監 事	加古 康孝	非常勤			
常勤監事	藤原 里江	常 勤			員外監事

職員数

(令和8年3月31日現在)

	令和6年度末	令和7年度末	増 減
参事	1人	1人	0
一般職員	55人	56人	1
営農指導員	1人	1人	0
生活指導員	0人	0人	0

事業の概況

最近3年間の経営指標の推移

(単位:百万円、千口、%、人)

項 目		令和5年度	令和6年度	令和7年度
貸 出 金		57,500	59,546	63,406
有 価 証 券		—	—	—
貯 金・定期積金		274,804	267,815	274,223
信用	事 業 収 益	1,906	1,847	2,349
	事 業 外 収 益	98	99	95
	経 常 収 益	2,004	1,947	2,445
共済	事 業 収 益	240	247	245
	事 業 外 収 益	15	15	13
	経 常 収 益	255	262	259
農業関連	事 業 収 益	41	33	37
	事 業 外 収 益	1	0	0
	経 常 収 益	42	34	38
生活関連	事 業 収 益	154	226	148
	事 業 外 収 益	14	14	13
	経 常 収 益	168	241	161
その他	事 業 収 益	62	62	83
	事 業 外 収 益	3	3	7
	経 常 収 益	65	66	90
合計	事 業 収 益	2,404	2,417	2,864
	事 業 外 収 益	132	134	130
	経 常 収 益	2,536	2,551	2,994
経常利益		972	886	750
当期剰余金(注)		708	647	558
総 資 産 額		294,691	288,594	295,720
純 資 産 額		18,365	18,982	19,510
出 資 金 額		140	140	139
出 資 口 数(千口)		1,409	1,400	1,392
出 資 配 当 金		9	9	9
事業分量配当金		24	24	23
単体自己資本比率(%)		18.49	17.87	19.38
職 員 数(人)		55	57	58

- (注) 1. 当期剰余金は銀行等の当期純利益に相当するものです。
2. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。
3. その他事業に営農指導事業を含めて表示をしています。
4. 「収益認識に関する会計基準」及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」の適用に伴い、代理人に区分される取引に純額で表示する等の対応をしております。
5. 上記の表は、百万円単位で表示し切り捨て処理をしているため、合計が一致しない場合があります。

業務の適正を確保するための体制

当組合では、内部統制システム基本方針を策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めています。

《 J Aみどりの内部統制システム基本方針 》

組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、全国農業協同組合中央会が J Aグループの経営管理の指針として定める「会員の行動規範」を遵守し、経営戦略の策定および見直し・実践に向け、法令遵守等コンプライアンス態勢・内部管理態勢・持続可能な経営基盤を構築・確立します。そのための内部統制システムに関する基本方針を以下のとおり策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めます。

1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 組合の基本理念及び組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。
- ② 重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。
- ③ 内部監査部署は、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。監査の結果、改善要請を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じる。
- ④ 「マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」等に基づき、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。また、マネー・ローンダリング等の金融犯罪防止及び排除に向けた管理体制を整備・確立する。
- ⑤ 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度(J Aホットライン)を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努める。
- ⑥ 監事監査、内部監査、会計監査人が密接に連絡し、適正な監査を行う。
- ⑦ 業務上知り得た当組合および関連会社の取引先に関する未公表の重要事実を適切に管理する体制を整備する。

＜運用状況について＞

- ・基本理念およびコンプライアンス規程、倫理綱領、行動規範等を定め、役職員に法令等遵守を周知している。コンプライアンスにかかる具体的な実施計画として「全般統制整備」を毎年度策定し、その進捗状況を各部署が管理、定期的にコンプライアンス委員会にて協議・検討のうえ理事会へ報告している。また、重要な事実を発見した場合の監事・理事会への報告・協議体制を整備している。
- ・マネー・ローンダリング管理システムの導入により随時利用者の動向を注視し、金融犯罪防止の管理態勢を構築している。また、年2回理事会にてマ

ネー・ローンダリングの状況報告することで理事の積極的な関与も図っている。

- ・組織内の「JA内部通報窓口」と組織外の「愛知県下JAホットライン」2つの相談窓口の設置・運営により、不法行為の早期発見および改善に努めている。
- ・取引先に関する未公表の重要事実を適切に管理する体制整備について、内部者取引管理規則を策定し、役職員への周知徹底により対応している。
- ・各事業部門から独立した内部監査部署にて、法令等遵守体制も含めた内部統制の適切性・有効性の検証・評価を実施している。監査の結果については、理事会に報告するとともに、不備事項については速やかに必要な対策を講じている。また、定期的な三者（監事、内部監査人、会計監査人）の打合せに加え、中央会業務監査との情報連携を図っている。

2. 理事及び職員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
- ② 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存、管理する。
- ③ サイバーセキュリティを確保するための体制を整備し、適切な対策を実施する。

<運用状況について>

- ・文書管理規程に基づき、職務執行にかかる文書情報を適切に保存・管理している。
- ・情報セキュリティ基本方針および個人情報保護方針、関連規程等に基づき、重要情報を保存・管理し、重要性に応じてリスクの対応を図るとともに、サイバーセキュリティ事案の未然防止と発生時の迅速な復旧対応ができるよう態勢を整備している。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
- ② 理事は組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行う。

<運用状況について>

- ・組合をとりまく各リスクを把握、分析、評価し、重要なリスクを理事会で選定したうえで各リスクの指標を定め、そのモニタリングを行い四半期ごとに理事会に報告・協議している。

4. 理事及び職員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
- ② 部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。

<運用状況について>

- ・職制規程の適宜見直しにより、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行している。また、事業計画（部門別計画含む）を策定し、毎週の代表者会議等で進捗管理している。

5. 監事監査の実効性を確保するための体制

- ① 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備する。
- ② 監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援する。
- ③ 理事や内部監査部門等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通をはかることにより、効率的・効果的監査を支援する。

<運用状況について>

- ・当組合では、監事監査を実効的なものとするため、理事会等の重要な会議を通じて、監事に対し情報提供を行うとともに、監事と代表理事との定期的な意見交換の場を設けている。また、内部監査部署は、監事との緊密な連携を通じて監査機能の実効性の向上に努めている。

6. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制

- ① 会計基準その他法令を遵守し、経理に関する各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。
- ② 適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。
- ③ 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努める。
- ④ 財務諸表の適正性、財務諸表作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載する。

<運用状況について>

- ・経理規程や決算基準等を整備し、それらに基づき適切な会計処理を行っている。また、適切な財務諸表を作成する体制を構築するために、決算担当部署である企画管理課に適切な人員を配置するとともに、外部研修への受講等により人材育成に取り組んでいる。
- ・財務諸表作成にかかる正確性を検証するために、チェックリスト方式による確認を行うとともに、内部監査部署が決算業務にかかる内部管理体制の適正性・有効性を検証している。これらの過程を経て、適切な財務情報と

その適正性、内部監査の有効性について、毎年度、ディスクロージャー誌にて開示等を行っている。

7. 県中央会の業務監査、経営相談との連携

当組合の適切な内部統制の構築・運用をはかるため、県中央会の業務監査、経営相談と連携する。

＜運用状況について＞

- ・ 県中央会の業務監査による経営上の重大なリスクに対する統制状況の検証、拠点往査等により、内部統制システムの運用状況について外部目線による評価を受けている。また、県中央会の業務監査の指摘事項について、改善に取り組むとともに、内部監査も活用してその改善状況をフォローしている。
- ・ 経営上の各種課題について、県中央会からの情報提供および経営相談により早期にリスクを認識し、課題解決を図っている。

自己資本の状況

◆ 自己資本比率の状況

当組合では、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、業務の効率化等に取り組んだ結果、令和8年3月末における自己資本比率は、19.38%となりました。

◆ 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当組合の自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	緑信用農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に参入した額	1 3 9 百万円（前年度 1 4 0 百万円）

（注）回転出資による資本調達はありません。

※令和8年3月31日現在

◆ 自己資本比率の算定に関する方針

当組合では、「自己資本比率算出要領」及び「自己資本比率算出事務手続き」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。

また、組織面では、事業推進部門から独立した総務部企画管理課が自己資本比率を算出し、けん制機能が発揮される態勢を整備しています。

当組合が抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

貸借対照表（２期分）

（緑信用農業協同組合）

（単位：千円）

科 目	令和6年度	令和7年度	科 目	令和6年度	令和7年度
（資産の部）			（負債の部）		
１．信用事業資産	275,063,917	282,187,041	１．信用事業負債	268,502,423	275,169,976
（１）現 金	465,445	336,255	（１）貯 金	267,815,818	274,223,097
（２）預 金	213,701,380	216,909,907	（２）その他の信用事業負債	686,605	946,879
系統預金	213,701,370	216,909,898	未払費用	164,278	569,443
系統外預金	9	9	金融派生商品	7,092	1,804
（３）貸 出 金	59,546,526	63,406,970	その他の負債	515,234	375,630
（４）その他の信用事業資産	1,487,599	1,679,842	２．共済事業負債	288,791	253,122
未収収益	1,292,286	1,573,227	（１）共済資金	150,239	118,552
その他の資産	195,312	106,615	（２）未経過共済付加収入	138,189	134,229
（５）貸倒引当金	△ 137,033	△ 145,934	（３）共済未払費用	362	340
２．共済事業資産	3,969	718	３．経済事業負債	72,327	73,098
（１）その他の共済事業資産	3,969	718	（１）経済事業未払金	3,217	4,032
３．経済事業資産	14,126	18,123	（２）その他の経済事業負債	69,109	69,065
（１）経済事業未収金	4,281	6,239	４．雑 負 債	311,769	249,331
（２）棚卸資産	9,852	11,895	（１）未払法人税等	228,972	184,622
購買品	5,116	5,497	（２）リース債務	19,289	17,866
その他の棚卸資産	4,735	6,397	（３）その他の負債	63,508	46,842
（３）貸倒引当金	△ 7	△ 10	５．諸 引 当 金	290,339	317,880
４．雑 資 産	112,873	106,980	（１）賞与引当金	35,938	36,904
５．固 定 資 産	2,786,618	2,792,480	（２）退職給付引当金	139,433	156,306
（１）有形固定資産	2,781,640	2,788,289	（３）役員退職慰労引当金	73,769	86,451
建 物	1,666,884	1,666,884	（４）特例業務負担金引当金	41,199	38,218
機械装置	54,315	54,819	６．再評価に係る繰延税金負債	146,061	146,061
土 地	1,919,143	1,973,279	負 債 の 部 合 計	269,611,713	276,209,471
リース資産	47,044	50,236	（純資産の部）		
その他の有形固定資産	343,338	338,653	１．組合員資本	18,621,451	19,145,824
減価償却累計額	△ 1,249,086	△ 1,295,584	（１）出資金	140,069	139,271
（２）無形固定資産	4,978	4,191	（２）資本準備金	1,473	1,473
６．外 部 出 資	10,541,380	10,541,380	（３）利益剰余金	18,480,235	19,005,345
系統出資	10,524,660	10,524,660	利益準備金	344,990	344,990
系統外出資	16,720	16,720	その他利益剰余金	18,135,245	18,660,355
７．繰延税金資産	71,605	73,715	特別積立金	13,197,881	13,797,881
			施設投資積立金	600,000	600,000
			研究開発基金	450,000	450,000
			宅地等開発事業積立金	310,000	310,000
			貸倒等臨時損失準備積立金	2,100,000	2,100,000
			農業応援基金積立金	-	100,000
			税効果調整積立金	65,411	69,621
			当期末処分剰余金	1,411,952	1,232,851
			（うち当期剰余金）	(647,163)	(558,855)
			（４）処分未済持分	△ 327	△ 265
			２．評価・換算差額等	361,326	365,145
			（１）繰延ヘッジ損益	△ 5,108	△ 1,290
			（２）土地再評価差額金	366,435	366,435
			純資産の部合計	18,982,778	19,510,969
資 産 の 部 合 計	288,594,491	295,720,441	負債及び純資産の部合計	288,594,491	295,720,441

損益計算書（２期分）

（緑信用農業協同組合）

（単位：千円）

科 目	令和 6 年度	令和 7 年度
1 事業総利益	1, 861, 411	1, 799, 793
事業収益	2, 417, 548	2, 864, 042
事業費用	556, 136	1, 064, 249
（１）信用事業収益	1, 847, 595	2, 349, 111
資金運用収益	1, 802, 425	2, 305, 524
（うち預金利息）	(1, 264, 573)	(1, 635, 030)
（うち貸出金利息）	(489, 128)	(623, 752)
（うちその他受入利息）	(48, 723)	(46, 741)
役務取引等収益	26, 336	29, 205
その他経常収益	18, 833	14, 381
（２）信用事業費用	441, 982	929, 851
資金調達費用	318, 909	795, 917
（うち貯金利息）	(291, 018)	(774, 601)
（うち給付補填備金繰入）	(20)	(107)
（うち借入金利息）	—	—
（うちその他支払利息）	(27, 870)	(21, 207)
役務取引等費用	13, 415	13, 929
その他経常費用	109, 657	120, 004
（うち貸倒引当金戻入益）	—	—
（うち貸倒引当金繰入額）	(4, 769)	(8, 900)
信用事業総利益	1, 405, 612	1, 419, 260
（３）共済事業収益	247, 152	245, 750
共済付加収入	229, 215	227, 856
その他の収益	17, 937	17, 893
（４）共済事業費用	8, 099	7, 701
共済推進費	7, 529	7, 128
共済保全費	569	573
その他の費用	0	0
共済事業総利益	239, 052	238, 048
（５）購買事業収益	89, 037	117, 705
購買品供給高	83, 689	113, 187
購買手数料	3, 895	3, 435
その他の収益	1, 452	1, 082
（６）購買事業費用	74, 002	102, 089
購買品供給原価	73, 477	101, 448
その他の費用	525	640
（うち貸倒引当金戻入益）	(△ 5)	—
（うち貸倒引当金繰入額）	—	(3)
購買事業総利益	15, 034	15, 616
（７）販売事業収益	685	1, 212
販売品販売高	208	727
販売手数料	469	484
その他の収益	7	0
（８）販売事業費用	251	682
販売品販売原価	205	666
その他の費用	45	16
販売事業総利益	434	529

損益計算書（２期分）

（緑信用農業協同組合）

（単位：千円）

科 目	令和６年度	令和７年度
（９）利用事業収益	379	299
利用事業総利益	379	299
（１０）宅地等供給事業収益	226,207	148,342
（１１）宅地等供給事業費用	10,223	4,600
宅地等供給事業総利益	215,983	143,742
（１２）指導事業収入	6,491	1,620
（１３）指導事業支出	21,577	19,324
指導事業収支差額	△ 15,086	△ 17,703
２ 事業管理費	1,109,515	1,180,051
（１）人件費	637,700	681,519
（２）業務費	241,155	272,621
（３）諸税負担金	74,324	75,049
（４）施設費	151,100	144,807
（５）その他事業管理費	5,233	6,053
事業利益	751,896	619,741
３ 事業外収益	134,219	130,917
（１）受取雑利息	0	0
（２）受取出資配当金	69,924	52,377
（３）賃貸料	44,360	44,628
（４）雑収入	19,935	33,910
４ 事業外費用	98	622
（１）寄付金	98	622
（２）雑損失	—	—
経常利益	886,017	750,036
５ 特別利益	270	557
（１）固定資産処分益	270	557
６ 特別損失	84	0
（１）固定資産処分損	84	0
税引前当期利益	886,204	750,593
法人税、住民税及び事業税	243,251	195,318
法人税等調整額	△ 4,210	△ 3,579
法人税等合計	239,040	191,738
当期剰余金	647,163	558,855
当期首繰越剰余金	763,970	673,195
税効果調整積立金取崩額	—	—
農業応援基金積立金取崩額	819	800
当期末処分剰余金	1,411,952	1,232,851

【注記表】 令和 6 年度

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有区分により次のとおり行っています。

・ 其他有価証券

時価のあるもの・・・時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等・・・移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

・ 購買品・・・・・・・・・・移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

ただし、一部は売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法により償却しています。ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法により償却しています。

主な耐用年数は以下の通りです。

- ・ 建物 3 年～50 年
- ・ 構築物 10 年～45 年
- ・ 其他有形固定資産 2 年～22 年

② 無形固定資産

定額法によっています。なお、自組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5 年）に基づく定額法により償却しています。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を 0 とする定額法により償却しています。

(3) 引当金の計上方法

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている自己査定基準及び決算基準に則り、次のとおり計上しています。

個別貸倒引当金については、破産・特別清算等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）にかかる債権について、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。また、現在、経営破綻の状況にはありませんが、経営難の状況にあり、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）にかかる債権については、債権額から担保の処分可

能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しています。なお、債務者の支払能力の判断にあたっては、直近の返済実績に基づき回収可能額を算定しています。ただし、個別貸倒引当金については、当組合では該当がありませんので計上していません。

上記以外の債権については、今後 1 年間の予想損失額または今後 3 年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1 年間または 3 年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込等必要な修正を加えて算出しています。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、債権を管理している部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査室が査定結果を監査しております。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち支給対象期間が今年度に帰属する額を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金規程の定めに基づく期末要支給額を計上しています。

⑤ 特例業務負担金引当金

特例業務負担金の拠出に備えるため、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しています。

(4) 収益及び費用の計上基準

① 収益認識関連

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は、以下のとおりです。

ア 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

イ 販売事業

i) 委託販売取引

組合員が生産した農産物の販売を受託し、卸売市場等に販売する取引であり、当組合は利用者等との契約に基づき、農産物を卸売市場等に売り渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の卸売市場等への売り渡し時点で充足することから、当該時

点で収益を認識しています。

ii) 買取販売取引

組合員が生産した農産物を業者等に販売する取引であり、当組合は農産物を業者等に売り渡す義務を負っています。この業者等に対する履行義務は、農産物の売り渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

ウ 宅地等供給事業

組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービス事業であり、利用者等との契約に基づいて当該役務を提供する履行義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売り渡しが完了した一時点において充足されると判断し、仲介した物件の引き渡し時点で収益を認識しています。

(5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式を採用しています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当期の費用に計上しています。

(6) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額が千円未満の科目については「0」で表示しています。

(7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業相互間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業相互間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載しています。

② 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第 27 号 2022 年 10 月 28 日）等を当事業年度の期首から適用しております。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 貸出金の一般貸倒引当金計上にあたっての貸倒実績率の補正

① 当事業年度の計算書類に計上した一般貸倒引当金：137,033（千円）

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

貸出金などの一般貸倒引当金は、過去の実績をもとにした貸倒実績率を算出し、これに将来発生見

込等必要な修正を行ったうえで計上しています。将来見込等必要な修正は、当 J A の貸出金のポート・フォリオ、主な内訳及び過去の貸倒状況や地域の人口動向・地価動向、主要貸出業種の収支見込等に起因する貸倒リスクを合理的に見積もっています。このうち、地域の人口動向・地価動向、主要貸出業種の収支見込等は一定の仮説に基づいており、将来の不確実な地域経済状況等により、翌年度以降の計算書類において計上する金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権・債務の総額

- ・ 理事及び監事に対する金銭債権の総額 875,827 千円
- ・ 理事及び監事に対する金銭債務の総額 一千円

(2) 農協法等開示債権の状況

(単位：千円)

破産更生債権及びこれらに準ずる債権	—
危険債権	—
三月以上延滞債権	—
貸出条件緩和債権	—
合計	—

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態に至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。
3. 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金です。（上記 1 及び 2 の債権を除きます。）
4. 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金です。（上記 1、2 の債権及び 3 の貸出金を除きます。）
5. なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(3) 土地再評価における評価方法及び再評価差額

○土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）第 7 条に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額から税金相当額を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上し、税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上しています。

再評価を行った年月日

平成 14 年 3 月 31 日

○同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 119 号）第 2 条第 3 号に定める当該事業用の土地について地方税法第 341 条第 10 号の土地課税台帳又は同条第 11 号の土地補充課税台帳に登録されている価額に合理的な調整を行って算出しています。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域からお預りした貯金を原資に、農家組合員や地域内の個人や団体などへ貸付け、残った余裕金を愛知県信用農業協同組合連合会へ預けて運用を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

ア. 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店不動産部に貸付審査係を設置し、各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、必要額を貸倒引当金として計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

イ. 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については行わず、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的で開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などにに基づき、リスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については内部監査室が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

<市場リスクに係る定量的情報>

(トレーディング目的以外の金融商品)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.63%下落したものと想定した場合には、経済価値が527,333千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

ウ．資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（２）金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	213,701,380	213,282,843	△418,537
貸出金	59,546,526		
貸倒引当金（注）	△137,033		
貸倒引当金控除後	59,409,492	59,146,223	△263,269
資 産 計	273,110,872	272,429,066	△681,806
貯 金	267,815,818	266,980,877	△834,941
負 債 計	267,815,818	266,980,877	△834,941

（注） 貸倒引当金は、一般貸倒引当金を記載しています。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

ア．預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap、以下、「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

イ．貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるO I Sのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるO I Sのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

ア. 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるO I Sのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③ 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	10,541,380
合 計	10,541,380

④ 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	213,701,380	—	—	—	—	—
貸出金 (注1.2)	3,067,150	2,896,630	2,818,752	2,747,030	2,668,027	45,215,486
合 計	216,768,530	2,896,630	2,818,752	2,747,030	2,668,027	45,215,486

(注1) 貸出金のうち、当座貸越(融資型を除く)103,812千円については「1年以内」に含めています。

(注2) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部のみが実行されている案件133,447千円は償還日が特定できないため、含めていません。

⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金 (注)	232,675,614	699,436	33,578,301	609,791	224,465	28,207
合 計	232,675,614	699,436	33,578,301	609,791	224,465	28,207

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

6. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付会計に関する事項

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため特定退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

② 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	124,314 千円
退職給付費用	32,218 千円
退職給付の支払額	—
特定退職金共済制度への拠出金	△ 17,100 千円
期末における退職給付引当金	139,433 千円

③ 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	388,612 千円
年金資産	△249,178 千円
(特定退職金共済制度)	△249,178 千円)
退職給付引当金	139,433 千円

④ 退職給付に関連する損益

勤務費用	32,218 千円
退職給付費用	32,218 千円

(2) 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金は 5,663 千円であり、特例業務負担金引当金から取り崩しています。

なお、同共済組合より示された令和 7 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は 40,896 千円となっています。

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	9,990 千円
退職給付引当金	39,738 千円
役員退職慰労引当金	21,024 千円
特例業務負担金引当金	11,685 千円
未払法人税等に含まれる事業税等	15,439 千円
金利スワップ解約に伴う評価差額金	1,984 千円
その他	11,452 千円
繰延税金資産 合計	111,315 千円

繰延税金負債

土地交換差額金損金認容額	△39,709 千円
繰延税金資産の純額	71,605 千円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の 100 分の 5 以下であるため、注記を省略しています。

(3) 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

「所得税法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 13 号）」が令和 7 年 3 月 31 日に国会で成立したことに伴い、令和 8 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和 8 年 4 月 1 日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の 27.8%から 28.5%に変更されました。

この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）は 905 千円増加し、法人税等調整額は 892 千円減少しております。また、再評価に係る繰延税金負債は 3,587 千円増加し、土地再評価差額金は同額減少しております。

8. 収益認識に関する注記

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記（4）収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

【注記表】 令和 7 年度

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有区分により次のとおり行っています。

・ 其他有価証券

時価のあるもの・・・時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等・・・移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

・ 購買品・・・移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

ただし、一部は売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法により償却しています。ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法により償却しています。

主な耐用年数は以下のとおりです。

- ・ 建物 3 年～50 年
- ・ 構築物 10 年～45 年
- ・ 其他有形固定資産 2 年～22 年

② 無形固定資産

定額法によっています。なお、自組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5 年）に基づく定額法により償却しています。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を 0 とする定額法により償却しています。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている自己査定基準及び決算基準に則り、次のとおり計上しています。

個別貸倒引当金については、破産・特別清算等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）にかかる債権について、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。また、現在、経営破綻の状況にはありませんが、経営難の状態にあり、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）にかかる債権については、債権額から担保の処分可

能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しています。なお、債務者の支払能力の判断にあたっては、直近の返済実績に基づき回収可能額を算定しています。ただし、個別貸倒引当金については、当組合では該当がありませんので計上していません。

上記以外の債権については、今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込等必要な修正を加えて算出しています。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、債権を管理している部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査室が査定結果を監査しております。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち支給対象期間が今年度に帰属する額を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金規程の定めに基づく期末要支給額を計上しています。

⑤ 特例業務負担金引当金

特例業務負担金の拠出に備えるため、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しています。

(4) 収益及び費用の計上基準

① 収益認識関連

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は、以下のとおりです。

ア 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

イ 販売事業

i) 委託販売取引

組合員が生産した農産物の販売を受託し、卸売市場等に販売する取引であり、当組合は利用者等との契約に基づき、農産物を卸売市場等に売り渡す義務を負っています。この利用者

等に対する履行義務は、農産物の卸売市場等への売り渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

ii) 買取販売取引

組合員が生産した農産物を業者等に販売する取引であり、当組合は農産物を業者等に売り渡す義務を負っています。この業者等に対する履行義務は、農産物の売り渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

ウ 宅地等供給事業

組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービス事業であり、利用者等との契約に基づいて当該役務を提供する履行義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売り渡しが完了した一時点において充足されると判断し、仲介した物件の引き渡し時点で収益を認識しています。

(5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式を採用しています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当期の費用に計上しています。

(6) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額が千円未満の科目については「0」で表示しています。

(7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業相互間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業相互間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載しています。

② 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 貸出金の一般貸倒引当金計上にあたっての貸倒実績率の補正

① 当事業年度の計算書類に計上した一般貸倒引当金：145,934（千円）

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

貸出金などの一般貸倒引当金は、過去の実績をもとにした貸倒実績率を算出し、これに将来見込み等必要な修正を行ったうえで計上しています。将来見込み等必要な修正は、当組合の貸出金のポートフォリオ、主な内訳及び過去の貸倒状況や地域の人口動向・地価動向、主要貸出業種の収支見込み等に起因する貸倒リスクを合理的に見積もっています。このうち、地域の人口動向・地価動向、主要貸出業種の収支見込み等は一定の仮説に基づいており、将来の不確実な地域経済状況等により、翌年度

以降の計算書類において計上する金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権・債務の総額

- ・ 理事及び監事に対する金銭債権の総額 886,100 千円
- ・ 理事及び監事に対する金銭債務の総額 一千円

(2) 農協法等開示債権の状況

(単位：千円)

破産更生債権及びこれらに準ずる債権	—
危険債権	—
三月以上延滞債権	—
貸出条件緩和債権	—
合計	—

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態に至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。
3. 三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金です。（上記1及び2の債権を除きます。）
4. 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金です。
(上記1、2の債権及び3の貸出金を除きます。)
5. なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(3) 土地再評価における評価方法及び再評価差額

○土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）第7条に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額から税金相当額を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上し、税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上しています。

再評価を行った年月日

平成14年3月31日

○同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布法律第119号）第2条第3号に定める当該事業用の土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳または同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価額に合理的な調整を行って算出しています。

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域からお預りした貯金を原資に、農家組合員や地域内の個人や団体などへ貸付け、残った余裕金を愛知県信用農業協同組合連合会へ預けて運用を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

ア. 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。

また、通常の貸出取引については、本店不動産部に融資審査係を設置し、各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、必要額を貸倒引当金として計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

イ. 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については行わず、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、リスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については内部監査室が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

<市場リスクに係る定量的情報>

(トレーディング目的以外の金融商品)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が1.03%下落したものと想定した場合には、経済価値が472,216千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

ウ．資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（2）金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	216,909,907	216,243,129	△666,778
貸出金	63,406,970		
貸倒引当金（注）	△145,934		
貸倒引当金控除後	63,261,036	62,456,893	△804,142
資 産 計	280,170,943	278,700,022	△1,470,920
貯 金	274,223,097	273,412,890	△810,206
負 債 計	274,223,097	273,412,890	△810,206

（注） 貸倒引当金は、一般貸倒引当金を記載しています。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

ア．預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap、以下、「OIS」という。）

のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

イ. 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるO I Sのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるO I Sのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

ア. 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるO I Sのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③ 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	10,541,380
合 計	10,541,380

④ 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	216,909,907	—	—	—	—	—
貸出金 (注1.2)	3,158,975	2,957,097	2,891,739	2,815,315	2,771,232	48,465,608
合 計	220,068,883	2,957,097	2,891,739	2,815,315	2,771,232	48,465,608

(注1) 貸出金のうち、当座貸越(融資型を除く)129,998千円については「1年以内」に含めています。

(注2) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部のみが実行されている案件347,000千円は償還日が特定できないため、含めていません。

⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(注)	245,574,952	17,738,245	10,448,015	180,421	253,195	28,266
合 計	245,574,952	17,738,245	10,448,015	180,421	253,195	28,266

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

5. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付会計に係る注記

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため特定退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

② 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	139,433 千円
退職給付費用	39,231 千円
退職給付の支払額	△ 3,638 千円
特定退職金共済制度への拠出金	△ 18,720 千円
期末における退職給付引当金	156,306 千円

③ 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	416,293 千円
年金資産	△259,986 千円
(特定退職金共済制度)	△259,986 千円)
退職給付引当金	156,306 千円

④ 退職給付に関連する損益

勤務費用	39,231 千円
退職給付費用	39,231 千円

(2) 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金は6,210千円であり、特例業務負担金引当金から取り崩しています。

なお、同共済組合より示された令和8年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は38,711千円となっています。

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	10,517 千円
退職給付引当金	44,547 千円
役員退職慰労引当金	24,638 千円
特例業務負担金引当金	10,892 千円
未払法人税等に含まれる事業税等	13,674 千円
金利スワップ解約に伴う評価差額金	514 千円
その他	8,640 千円
繰延税金資産 合計	113,425 千円
繰延税金負債	
土地交換差額金損金認容額	△39,709 千円
繰延税金資産の純額	73,715 千円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.80%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.69%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.97%
事業分量割配当	△0.88%
法人税額の特別控除	△1.98%
その他	△0.12%
税効果適用後の法人税等負担率	25.54%

7. 収益認識に関する注記

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

剰余金処分計算書（２期分）

(単位：円)

科 目	令和６年度	令和７年度
１．当期末処分剰余金	1,411,952,889	1,232,851,952
２．剰余金処分額	738,757,119	638,049,945
（１）任意積立金	705,011,287	604,525,701
（うち特別積立金）	(600,000,000)	(600,000,000)
（うち税効果調整積立金）	(4,210,595)	(3,579,914)
（うち農業応援基金積立金）	(100,800,692)	(945,787)
（２）出資配当金	9,722,323	9,645,566
（３）事業分量配当金	24,023,509	23,878,678
３．次期繰越剰余金	673,195,770	594,802,007

(注) １．普通出資に対する配当の割合は、次のとおりです配当金は年７％の割合です。

令和６年度 7%

令和７年度 7%

２．事業分量配当金の基準は次のとおりです。

令和６年度 長期共済保障額１万円に対して１．９円

令和７年度 長期共済保障額１万円に対して１．９円

３．任意積立金のうち、目的積立金の種類、積立目的、積立基準、取崩基準、積立目標額、剰余金処分後積立額は次のとおりです。

(単位：千円)

種 類	目的、積立基準及び取崩基準	積立目標額	剰余金処分後積立額
施設投資積立金	中長期に予定する施設取得、機器等購入の資金準備のために積立を行う。 取崩は投資年度より行うこととし、取得等の場合は自己資金相当額を５年にわたり均等に取り崩し、その後は費用相当額を発生年度に取り崩す。	600,000	600,000
研究開発基金	新規事業活動の育成等のために行う調査研究試験開発等に要する費用に充てるために基金造成を行う。 基金の運用果実がその費用を超える状態が相当の期間継続した場合、相当額の取崩しを行う。	450,000	450,000
宅地等開発事業積立金	土地開発事業計画による事業費の損失のてん補資金に充てるために積立を行う。損失発生において取崩す。	310,000	310,000
貸倒等臨時損失準備積立金	融資その他の未収金に対する貸倒れの損失、有価証券の価格変動による損失及び予測不能の施設の著しい減損、法令や会計基準の変更などによる外部積立不足などを緩和するために資金造成を行う。 貸出先の破綻、有価証券の価格変動、災害等の施設の減額、積立不足による損失発生において、相当額を取崩す。	2,100,000	2,100,000
農業応援基金積立金	農業振興のための費用に充てるために積立を行う。農業応援定期貯金等の農業支援も目的とした商品で定められた積立も含む。農業振興や農業応援の費用を拠出する際に取崩す。	110,000	100,945
税効果調整積立金	繰延税金資産（法人税等の前払部分）の剰余金処分を留保するために積立を行う。取崩しは法人税等の前払金額が回収された年度において回収した金額を取崩す。		73,201

４．次期繰越剰余金には営農指導、生活・文化改善の事業の費用に充てるため繰越額が含まれています。

令和６年度 37百万円

令和７年度 30百万円

財務諸表の正確性等にかかる確認

確 認 書

- ① 私は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの事業年度のディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表に関する全ての重要な点において適正に表示されていることを確認しました。
- ② 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の態勢が整備され、有効に機能していることを確認しました。
 - 業務分掌と所管部門が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する態勢が整備されております。
 - 業務の実施部署から独立した内部監査部署が内部管理体制の適切性・有効性を検証しております。
 - 重要な事項については理事会等へ適切に附議・報告されております。

令和 8 年 6 月 2 4 日

緑信用農業協同組合

代表理事組合長 小島 教正

会計監査人の監査

令和 7 年度および令和 6 年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第 37 条の 2 第 3 項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

主要な経営指標の推移

(単位:百万円、千口、%、人)

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
貸 出 金		54,832	56,050	57,500	59,546	63,406
有 価 証 券		—	—	—	—	—
貯 金・定期積金		280,349	281,266	274,804	267,815	274,223
信用	事 業 収 益	2,046	2,099	1,906	1,847	2,349
	事 業 外 収 益	94	96	98	99	95
	経 常 収 益	2,141	2,195	2,004	1,947	2,445
共済	事 業 収 益	236	228	240	247	245
	事 業 外 収 益	11	13	15	15	13
	経 常 収 益	248	241	255	262	259
農業関連	事 業 収 益	43	40	41	33	37
	事 業 外 収 益	1	0	1	0	0
	経 常 収 益	44	41	42	34	38
生活関連	事 業 収 益	166	145	154	226	148
	事 業 外 収 益	12	13	14	14	13
	経 常 収 益	178	159	168	241	161
その他	事 業 収 益	64	94	62	62	83
	事 業 外 収 益	2	4	3	3	7
	経 常 収 益	67	98	65	66	90
合計	事 業 収 益	2,557	2,607	2,404	2,417	2,864
	事 業 外 収 益	123	128	132	134	130
	経 常 収 益	2,680	2,736	2,536	2,551	2,994
経常利益		1,049	990	972	886	750
当期剰余金(注)		765	720	708	647	558
総 資 産 額		300,503	302,025	294,691	288,594	295,720
純 資 産 額		16,967	17,674	18,365	18,982	19,510
出 資 金 額		142	142	140	140	139
出 資 口 数(千口)		1,423	1,420	1,409	1,400	1,392
出 資 配 当 金		9	9	9	9	9
事業分量配当金		24	24	24	24	23
単体自己資本比率(%)		17.36	17.79	18.49	17.87	19.38
職 員 数(人)		60	59	55	57	58

(注) 1. 当期剰余金は銀行等の当期純利益に相当するものです。

2. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

3. その他事業に営農指導事業を含めて表示をしています。

4. 「収益認識に関する会計基準」及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」の適用に伴い、代理人に区分される取引に純額で表示する等の対応をしています。

5. 上記の表は、百万円単位で表示し切り捨て処理をしているため、合計が一致しない場合があります。

利益及び利益率

(単位:百万円、%)

項 目	令和 6 年度	令和 7 年度	増 減
事業総利益	1,861	1,799	△ 62
事業粗利益	2,003	1,939	△ 64
事業粗利益率	0.68	0.66	△ 0.02
事業純益	889	750	△ 139
実質事業純益	893	759	△ 134
コア事業純益	893	759	△ 134
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く)	893	759	△ 134
経常利益	886	750	△ 136
当期剰余金	647	558	△ 89
総資産平均残高	293,476	292,157	△ 1,319
純資産勘定平均残高	18,501	19,246	745
総資産経常利益率	0.30	0.25	△ 0.05
純資産経常利益率	4.78	3.89	△ 0.89
総資産当期剰余金率	0.22	0.19	△ 0.03
純資産当期剰余金率	3.49	2.90	△ 0.59

(注) 事業粗利益=事業総利益－信用事業に係るその他経常収益－信用事業に以外に係るその他の収益
 ＋信用事業に係るその他経常費用＋信用事業以外に係るその他の費用
 ＋事業外収益の受取出資配当金＋金銭の信託運用見合費用

事業粗利益率=事業粗利益÷総資産平均残高×100

事業純益=事業粗利益－事業管理費－一般貸倒引当金繰入額

実質事業純益=事業純益＋一般貸倒引当金繰入額

コア事業純益=実質事業純益－国債等債権関係損益

コア事業純益（投資信託解約損益除く）=コア事業純益－投資信託解約損益

総資産経常利益率=経常利益÷総資産平均残高×100

純資産経常利益率=経常利益÷純資産勘定平均残高×100

総資産当期剰余金率=当期剰余金÷総資産平均残高×100

純資産当期剰余金率=当期剰余金÷純資産勘定平均残高×100

《信 用 事 業》

信用事業粗利益の内訳と信用事業粗利益率

(単位:百万円、%)

項 目	令和 6 年度	令和 7 年度	増 減
資金運用収支	1,483	1,509	26
資金運用収益	1,802	2,305	503
資金調達費用	318	795	477
役務取引等収支	12	15	3
役務取引等収益	26	29	3
役務取引等費用	13	13	0
その他事業直接収支	—	—	—
その他事業直接収益	—	—	—
その他事業直接費用	—	—	—
その他経常収支	△ 90	△ 105	△ 15
その他経常収益	18	14	△ 4
その他経常費用	109	120	11
信用事業粗利益	1,496	1,524	28
信用事業粗利益率	0.5	0.5	△ 0.0

(注) 信用事業粗利益率 = 信用事業粗利益 ÷ 信用事業資金運用勘定平均残高 × 100

資金運用収支の内訳と利鞘

(単位:百万円、%)

項 目	平均残高		利息		利回り	
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
資金運用勘定	282,634	277,367	1,802	2,305	0.63	0.83
うち預金	224,154	215,624	1,264	1,635	0.56	0.75
うち貸出金	58,480	61,743	489	623	0.83	1.01
うち有価証券	—	—	—	—	—	—
資金調達勘定	271,633	270,824	318	795	0.11	0.29
うち貯金・定期積金	271,633	270,824	291	774	0.10	0.29
うち譲渡性貯金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	—	—	—	—	—	—
資金運用収支			1,483	1,509		
経費率					0.25	0.27
総資金利鞘					0.27	0.26

(注) 総資金利鞘 = 資金運用利回り - 資金調達原価率 (資金調達利回り + 経費率)

資金運用収支の増減

(単位:百万円)

項 目	令和 6 年度増減額	令和 7 年度増減額
資金運用勘定(運用利息)	△ 6	503
うち預金利息	5	371
うち貸出金利息	7	134
うち有価証券利息	—	—
資金調達勘定(調達利息)	115	477
うち貯金・定期積金利息	127	483
うち譲渡性貯金利息	—	—
うち借入金利息	—	—
差引	△ 121	26

(注)増減額は前年度対比です。

役務取引等収支の内訳

(単位:百万円)

項 目	令和 6 年度	令和 7 年度	増 減
役務取引等収益	26	29	3
受入為替手数料	13	13	0
その他受入手数料	12	14	2
その他の役務取引等収益	0	0	0
役務取引等費用	13	13	0
支払為替手数料	7	7	0
その他支払手数料	1	1	0
その他の役務取引等費用	4	5	1
役務取引等収支	12	15	3

その他事業直接収支の内訳

(単位:百万円)

項 目	令和 6 年度	令和 7 年度	増 減
その他事業直接収益	—	—	—
うち国債等債券売却益	—	—	—
うち国債等債券償還益	—	—	—
その他事業直接費用	—	—	—
うち国債等債券売却損	—	—	—
うち国債等債券償還損	—	—	—
その他事業直接収支	—	—	—

貯金

貯金平均残高

(単位:百万円、%)

種 類	令和6年度		令和7年度		増 減
当座性貯金	86,256	(31.7)	78,341	(28.9)	△ 7,915
定期性貯金	185,323	(68.2)	192,421	(71.0)	7,098
譲渡性貯金	—	(—)	—	(—)	—
その他貯金	53	(0.0)	61	(0.0)	8
合計	271,633	(100.0)	270,824	(100.0)	△ 809

(注) 1. 当座性貯金=当座貯金+普通貯金+貯蓄貯金+通知貯金

2. 定期性貯金=定期貯金+定期積金

3. その他貯金=別段貯金+納税準備貯金+出資予約貯金

4. ()内は構成比です。

固定金利・変動金利別定期貯金残高

(単位:百万円、%)

種 類	令和6年度		令和7年度		増 減
固定金利定期貯金	184,615	(99.9)	192,533	(99.9)	7,918
変動金利定期貯金	0	(0.1)	0	(0.1)	0
定期貯金 計	184,615	(100.0)	192,533	(100.0)	7,918

(注) 1. 固定金利定期貯金は、預け入れ時に満期日までの利率が確定する定期貯金です。
変動金利定期貯金は、預け入れ期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金です。

2. ()内は構成比です。

貸出金等

貸出種類別平均残高

(単位:百万円、%)

種 類	令和 6 年度		令和 7 年度		増 減
手形貸付	—	(—)	—	(—)	—
証書貸付	58,387	(99.8)	61,624	(99.8)	3,237
当座貸越	93	(0.1)	119	(0.1)	26
割引手形	—	(—)	—	(—)	—
金融機関貸付	—	(—)	—	(—)	△227
合 計	58,480	(100.0)	61,743	(100.0)	3,263

(注) 1. () 内は構成比です。

2. 上記の表は、百万円単位で表示し切り捨て処理をしているため、合計が一致しない場合があります。

固定金利・変動金利別貸出金残高

(単位:百万円、%)

種 類	令和 6 年度		令和 7 年度		増 減
固定金利貸出	17,006	(28.5)	16,797	(26.4)	△ 209
変動金利貸出	42,539	(71.4)	46,608	(73.5)	4,069
合 計	59,546	(100.0)	63,406	(100.0)	3,860

(注) 1. () 内は構成比です。

2. 上記の表は、百万円単位で表示し切り捨て処理をしているため、合計が一致しない場合があります。

貸出金の担保別残高

(単位:百万円)

種 類	令和 6 年度	令和 7 年度	増 減
物的担保	12,470	14,128	1,658
当組合貯金・定期積金担保	1,789	1,753	△ 36
有価証券担保	—	—	—
不動産担保	10,681	12,375	1,694
その他の担保	—	—	—
信用保証センター保証	44,068	41,016	△ 3,052
農業信用基金協会保証	142	125	△ 17
その他の保証	2,845	8,080	5,235
信用	19	56	37
合 計	59,546	63,406	3,860

(注) 1. 物的担保の動産は、その他担保に含めています。

2. 上記の表は、百万円単位で表示し切り捨て処理をしているため、合計が一致しない場合があります。

債務保証見返額の担保別残高

(単位:百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
物的担保	—	—	—
当組合貯金・定期積金担保	—	—	—
有価証券担保	—	—	—
不動産担保	—	—	—
その他の担保	—	—	—
信用	—	—	—
合 計	—	—	—

(注) 1. 物的担保の動産は、その他担保に含めています。

2. 上記の表は、百万円単位で表示し切り捨て処理をしているため、合計が一致しない場合があります。

貸出金の使途別残高

(単位:百万円、%)

種 類	令和6年度		令和7年度		増 減
設備資金	58,040	(97.4)	61,930	(97.6)	3,890
運転資金	1,504	(2.5)	1,469	(2.3)	△ 35
合 計	59,546	(100.0)	63,406	(100.0)	3,860

(注) 1. () 内は構成比です。

2. 上記の表は、百万円単位で表示し切り捨て処理をしているため、合計が一致しない場合があります。

貸出金業種別残高

(単位:百万円、%)

種 類	令和6年度		令和7年度		増 減
農業	—	(—)	—	—	—
林業	—	(—)	—	—	—
水産業	—	(—)	—	—	—
製造業	5	(0.0)	3	(0.0)	△ 2
鉱業	—	(—)	—	—	—
建設・不動産業	786	(1.3)	807	(1.3)	21
電気・ガス・熱供給水道業	—	(—)	—	—	—
運輸・通信業	—	(—)	—	—	—
金融・保険業	—	(—)	—	—	—
卸売・小売・飲食・サービス業	67	(0.1)	60	(0.1)	△ 7
地方公共団体	—	(—)	—	—	—
非営利法人	—	(—)	—	—	—
その他	400	(0.7)	465	(0.7)	—
個人	58,286	(97.9)	62,071	(97.9)	3,785
合 計	59,546	(100.0)	63,406	(100.0)	3,860

(注) 1. () 内は構成比です。

2. 上記の表は、百万円単位で表示し切り捨て処理をしているため、合計が一致しない場合があります。

主要な農業関係の貸出金残高

① 営農類型別

(単位:百万円)

種 類	令和 6 年度	令和 7 年度	増 減
農業	11	6	△ 5
穀作	—	—	△ 0
野菜・園芸	2	1	△ 1
果樹・樹園農業	9	5	△ 4
工芸作物	—	—	—
養豚・肉牛・酪農	—	—	—
養鶏・養卵	—	—	—
養蚕	—	—	—
その他農業	—	—	—
農業関連団体等	—	—	—
合 計	11	6	△ 5

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係する事業に必要な資金等が該当します。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確ではない者、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

② 資金種類別

【貸出金】

(単位:百万円)

種 類	令和 6 年度	令和 7 年度	増 減
プロパー資金	11	6	△ 5
農業制度資金	—	—	—
農業近代化資金	—	—	—
その他制度資金	—	—	—
合 計	11	6	△ 5

(注) 1. プロパー資金とは、当 J A 原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで J A が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパー S 資金）等が該当します。

農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位：百万円)

債 権 区 分		債権額	保 全 額			
			担 保	保 証	引 当	合 計
破産更正債権及びこれらに準ずる債権	令和6年度	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—
危険債権	令和6年度	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—
要管理債権	令和6年度	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—
	三月以上延滞債権	令和6年度	—	—	—	—
		令和7年度	—	—	—	—
	貸出条件緩和債権	令和6年度	—	—	—	—
		令和7年度	—	—	—	—
小 計	令和6年度	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—
正常債権	令和6年度	59,579				
	令和7年度	63,449				
合 計	令和6年度	59,579				
	令和7年度	63,449				

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
2. 危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
3. 要管理債権
4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と 5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。
4. 三月以上延滞債権
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。
5. 貸出条件緩和債権
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。
6. 正常債権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。
7. 債権額は、貸出金・信用未収利息（信用事業与信元本にかかるもののみ）・信用仮払金等、信用事業与信額（要管理債権は貸出金のみ）を対象として開示しています。
8. 引当とは、個別貸倒引当金、要管理債権に対して貸倒実績率等に基づき計上した一般貸倒引当金の合計額です。

元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

貯貸率

(単位：％)

項 目	令和 6 年度	令和 7 年度	増 減
期 末	22. 2	23. 1	0. 9
期 中 平 均	21. 5	22. 8	1. 3

(注) 貯貸率とは、貸出金の貯金に対する比率のことです。

貸倒引当金の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和 6 年度			令和 7 年度		
	期首残高	期末残高	純増額	期首残高	期末残高	純増額
一般貸倒引当金	132	137	5	137	145	8
個別貸倒引当金	—	—	—	—	—	—
合 計	132	137	5	137	145	8

(注) 貸倒引当金には、信用事業以外に係る貸倒引当金を含んでいます。

貸出金償却額

(単位：百万円)

項 目	令和 6 年度	令和 7 年度	増 減
貸出金償却額	—	—	—

有価証券

有価証券平均残高

(単位:百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
国 債	—	—	—
地 方 債	—	—	—
政府保証債	—	—	—
金 融 債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社 債	—	—	—
株 式	—	—	—
そ の 他	—	—	—
合 計	—	—	—

商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

有価証券の残存期間別残高

令和6年度

(単位:百万円)

種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国 債	—	—	—	—	—	—	—	—
地 方 債	—	—	—	—	—	—	—	—
政府保証債	—	—	—	—	—	—	—	—
金 融 債	—	—	—	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
株 式	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—	—	—	—	—

令和7年度

(単位:百万円)

種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国 債	—	—	—	—	—	—	—	—
地方債	—	—	—	—	—	—	—	—
政府保証債	—	—	—	—	—	—	—	—
金融債	—	—	—	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
株 式	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—	—	—	—	—

貯証率

(単位: %)

項 目	令和6年度	令和7年度	増 減
期 末	—	—	—
期中平均	—	—	—

(注) 貯証率とは、有価証券の貯金に対する比率のことです。

有価証券の時価情報等

① 有価証券の時価情報

(単位：百万円)

保有区分	令和6年度			令和7年度		
	取得原価	時価	評価損益	取得原価	時価	評価損益
有価証券	—	—	—	—	—	—
売買目的	—	—	—	—	—	—
満期保有目的	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—

② 金銭の信託の時価情報

該当する取引はありません。

③ 金融等デリバティブ取引の時価情報

該当する取引はありません。

内国為替取扱実績

(単位：千件、百万円)

種 類		令和6年度		令和7年度	
		仕 向	被仕向	仕 向	被仕向
振 込 振 替	件 数	15	123	15	127
	金 額	22,780	40,064	24,254	43,119
代 金 取 立 為 替	件 数	0	0	0	0
	金 額	0	25	0	0
雑 為 替	件 数	0	0	0	0
	金 額	47	57	37	47
合 計	件 数	15	124	16	127
	金 額	22,828	40,147	24,291	43,167

《共 済 事 業》

長期共済新契約高・長期共済保有高

(単位:百万円)

種 類		令和 6 年度		令和 7 年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
生 命 系	終 身 共 済	1,436	33,710	1,719	33,763
	定期生命共済	—	338	30	378
	養老生命共済	39	9,610	107	7,600
	こども共済	36	3,832	106	3,800
	医 療 共 済	—	424	—	413
	がん共済	—	26	—	25
	定期医療共済	—	123	—	125
	介 護 共 済	266	600	207	752
	年金共済	—	35	—	35
建 物 系	建物更生共済	11,642	140,768	8,873	140,111
合 計		13,385	185,637	10,936	183,205

- (注) 1. 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに新契約高・保有高（生命系共済は死亡保障の金額（付加された定期特約金額等を含む））を表示しています。
 2. 上記の表は、百万円単位で表示し切り捨て処理をしているため、合計が一致しない場合があります。

医療系共済の共済金額保有高

(単位:万円)

種 類		令和 6 年度		令和 7 年度	
		新契約高	保有契約高	新契約高	保有契約高
医 療 共 済		1	339	—	332
		171	1,913	275	2,273
が ん 共 済		2	135	—	137
		—	—	165	170
定期医療共済		—	32	—	32
合 計		3	507	—	502
		171	1,913	440	2,443

- (注) 1. 医療共済およびがん共済の新契約高・保有高は、上段に入院共済金額、下段に治療共済金額、定期医療共済の新契約高・保有高は、入院共済金額を記載しています。
 2. 上記の表は、万円単位で表示し切り捨て処理をしているため、合計が一致しない場合があります。

介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位:万円)

種 類	令和 6 年度		令和 7 年度	
	新契約高	保有契約高	新契約高	保有契約高
介護共済	33,165	73,807	30,556	97,601
認知症共済	—	900	—	900
生活障害共済 (一時金型)	—	700	—	700
生活障害共済 (定期年金型)	—	120	—	120
特定重度疾病共済	200	1,050	400	1,450

(注) 1. 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を表示しています。

2. 上記の表は、万円単位で表示し切り捨て処理をしているため、合計が一致しない場合があります。

年金共済の年金保有高

(単位:百万円)

種 類	令和 6 年度		令和 7 年度	
	新契約高	保有契約高	新契約高	保有契約高
年金開始前	22	780	17	748
年金開始後	—	277	—	298
合 計	22	1,058	17	1,046

(注) 1. 金額は年金年額を表示しています。

2. 上記の表は、百万円単位で表示し切り捨て処理をしているため、合計が一致しない場合があります。

短期共済新契約高

(単位:百万円)

種 類	令和 6 年度		令和 7 年度	
	金 額	掛 金	金 額	掛 金
火 災 共 済	4,177	5	4,330	5
自 動 車 共 済		131		138
傷 害 共 済	1,700	2	1,586	2
団体定期生命共済	—	—	—	—
定額定期生命共済	—	—	—	—
賠 償 責 任 共 済		1		1
自 賠 責 共 済		13		12
合 計		153		159

(注) 1. 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに保障金額（死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線）を表示しています。

2. 上記の表は、百万円単位で表示し切り捨て処理をしているため、合計が一致しない場合があります。

共済契約者数および被共済者数

(単位:人)

種 類		令和 6 年度		令和 7 年度	
		新規	保有	新規	保有
共済契約者数	生命総合共済	68	5,088	76	4,953
	年金共済	8	1,559	11	1,558
	建物更生共済	53	3,539	43	3,392
	自動車共済	66	1,733	84	1,764
	総 数	195	9,391	214	9,174
被共済者数	生命総合共済	107	5,641	126	5,496
	年金共済	10	1,560	14	1,559
	生命系共済合計	117	6,603	140	6,469

(注) 1. 共済契約者数・被共済者数は、JA単位で名寄せ集計（漢字氏名および生年月日）した人数を表示していますが、各共済種類の実績は共済種類ごとに名寄せ集計していることから、共済契約者数・被共済者数において表示している総数と、共済種類ごとに合算した人数とは一致しません。

2. 平成5年度以前に契約された終身、養老生命、年金の各共済契約については、生命総合共済に合算して計上しています。

《農業関連事業》

購買品（生産資材）取扱実績

（単位：百万円）

種 類	令和6年度	令和7年度
	取扱高	取扱高
肥 料	8	7
農 薬	8	9
飼 料	0	0
園 芸	0	0
種 苗	2	2
農機具	8	10
石油類	1	1
その他	10	7
合 計	40	39

（注）1. 上記の表は、百万円単位で表示し切り捨て処理をしているため、合計が一致しない場合があります。

販売品取扱実績

（単位：百万円）

種 類	令和6年度	令和7年度
	取扱高	取扱高
米	—	—
麦	—	—
豆・雑穀	—	—
野 菜	0	1
果 実	—	—
花き・花木	—	—
畜産物	—	—
林産物	—	—
その他	14	15
合 計	15	16

（注）1. 上記の表は、百万円単位で表示し切り捨て処理をしているため、合計が一致しない場合があります。

保管事業取扱実績

該当する取引はありません。

利用事業取扱実績

（単位：百万円）

種 類	令和6年度	令和7年度
	取扱高	取扱高
ミニショベル等	0	0
合 計	0	0

加工事業取扱実績

該当する取引はありません。

《生活その他事業》

購買品（生活物資）取扱実績

（単位：百万円）

種 類	令和6年度	令和7年度
	取扱高	取扱高
主 食	23	38
食料品	15	15
生活用品	12	20
その他	36	37
合 計	88	112

（注）1. 上記の表は、百万円単位で表示し切り捨て処理をしているため、合計が一致しない場合があります。

介護事業取扱実績

該当する取引はありません。

不動産事業（宅地等供給事業）取扱実績

（単位：百万円）

項 目		令和6年度	令和7年度
収 益	売買手数料	130	61
	賃貸手数料（含む事務費）	89	79
	その他収入	6	6
	計	226	148
費 用	仲介斡旋費	10	4
	宅地等支払手数料	0	0
	計	10	4

（注）1. 上記の表は、百万円単位で表示し切り捨て処理をしているため、合計が一致しない場合があります。

《指導事業》

（単位：百万円）

項 目		令和6年度	令和7年度
収 入	指導補助金	0	0
	賦課金収入	—	—
	指導雑収入	6	1
	計	6	1
支 出	指 導 支 出	21	19
	計	21	19

（注）1. 上記の表は、百万円単位で表示し切り捨て処理をしているため、合計が一致しない場合があります。

《自己資本の充実の状況》

① 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項 目	令和6年度	令和7年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	18,587	19,112
うち、出資金及び資本準備金の額	141	140
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	18,480	19,005
うち、外部流出予定額(△)	33	33
うち、上記以外に該当するものの額	0	0
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	137	145
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	137	145
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	18,724	19,258
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	3	3
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	3	3
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	3	3
自己資本		
自己資本の額（(イ)－(ロ)） (ハ)	18,721	19,255
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	102,266	96,969
資産（オン・バランス）項目	102,239	96,823
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額	—	—
オフ・バランス項目	26	145
CVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額	—	—
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	—	—
勘定間の振替分	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	2,495	2,337
資本フロア調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	104,762	99,306
自己資本比率		
自己資本比率（(ハ)／(ニ)）	17.87%	19.38%

(注) 1 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
2 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用にあたっては信用リスク削減手法の簡便法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。

自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額並びに区分ごとの内訳

(単位:百万円)

		令和6年度			令和7年度		
信用リスク・アセット		エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
	現金	465	—	—	336	—	—
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
	外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
	国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
	我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
	国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
	地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
	我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
	地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	213,765	42,753	1,710	217,240	43,448	1,737
	(うち第一種金融商品取引業者および保険会社向け)	—	—	—	—	—	—
	カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
	法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	127	127	5	65	0	0
	(うち特定貸付債権向け)	—	—	—	—	—	—
	中堅中小企業等向けおよび個人向け	8,117	5,618	224	6,321	4,004	160
	(うちトラザクター向け)	1	0	0	2	0	0
	不動産関連向け	51,226	23,483	939	57,209	19,302	772
	(うち自己居住用不動産等向け)	36,250	17,763	710	41,005	13,482	539
	(うち賃貸用不動産向け)	14,975	5,719	228	16,002	5,691	227
	(うち事業用不動産関連向け)	—	—	—	112	77	3
	(うちその他不動産関連向け)	—	—	—	88	51	2
	(うちADC向け)	—	—	—	—	—	—
	劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—
	延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—	—	—	—
	自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—
	取立未済手形	—	—	—	—	—	—
	信用保証協会等による保証付	142	14	0	125	12	0
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
	共済約款貸付	—	—	—	—	—	—
	株式等	38	38	1	38	49	1
	上記以外	14,366	30,231	1,209	14,286	30,153	1,206
	(うち重要な出資のエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
	(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
	(うち農林中央金庫または農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	10,503	26,258	1,050	10,503	26,258	1,050

	(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	72	182	7	74	187	7
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
	(うち上記以外のエクスポージャー)	3,790	3,790	151	3,708	3,708	148
	証券化	—	—	—	—	—	—
	(うちSTC要件適用分)	—	—	—	—	—	—
	(うち短期STC要件適用分)	—	—	—	—	—	—
	(うち不良債権証券化適用分)	—	—	—	—	—	—
	(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	—	—	—	—	—	—
	再証券化	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
	(うちルックスルー方式)	—	—	—	—	—	—
	(うちマナデット方式)	—	—	—	—	—	—
	(うち蓋然性方式250%)	—	—	—	—	—	—
	(うち蓋然性方式400%)	—	—	—	—	—	—
	(うちフォールバック方式)	—	—	—	—	—	—
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	—	—	—	—	—	—
	標準的手法を適用するエクスポージャー計	288,248	102,266	4,090	295,622	96,970	3,878
	CVAリスク相当額÷8% (簡便法)	—	—	—	—	—	—
	中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
	合計(信用リスク・アセットの額)	288,248	102,266	4,090	295,622	96,970	3,878
マーケット・リスク に対する所要自己資本の額 〈簡易方式・標準的方式〉	マーケット・リスク相当額の合計額 を8%で除して得た額	所要自己資本額		マーケット・リスク相当額の合計額 を8%で除して得た額		所要自己資本額	
	a	b=a×4%		a		b=a×4%	
	—	—		—		—	
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 〈標準的計測手法〉	オペレーショナル・リスク相当額の 合計額を8%で除して得た額	所要自己資本額		オペレーショナル・リスク相当額の 合計額を8%で除して得た額		所要自己資本額	
	a	b=a×4%		a		b=a×4%	
	2,495	99		2,337		93	
所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計	所要自己資本額		リスク・アセット等(分母)計		所要自己資本額	
	a	b=a×4%		a		b=a×4%	
	104,762	4,190		99,308		3,972	

② オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	2,495	2,337
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	99	93
BI	1,663	1,558
BIC	199	186

(注)

- 1 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- 2 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金等が該当します。
- 3 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
- 4 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
- 5 オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMIは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター（R&I）
株式会社日本格付研究所（JCR）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
S & P グローバル・レーティングズ（S&P）
フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

(イ) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリーリスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリーリスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

		令和6年度					令和7年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	延滞エクスポージャー
国 内		288,248	59,613	—	—	—	295,622	63,721	—	—	—
	国 外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	地域別残高計	288,248	59,613	—	—	—	295,622	63,721	—	—	—
法 人	農 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	67	67	—	—	—	60	60	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	317	317	—	—	—	351	351	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	224,268	—	—	—	—	227,743	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—	—	—	—	65	65	—	—	—
	日本国政府・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	上記以外	875	875	—	—	—	909	909	—	—	—
個 人		58,352	58,352	—	—	—	62,334	62,334	—	—	—
その他		4,367	—	—	—	—	4,157	—	—	—	—
業種別残高計		288,248	59,613	—	—	—	295,622	63,721	—	—	—
	1年以下	213,936	170	—	—		217,651	410	—	—	
	1年超3年以下	432	432	—	—		413	413	—	—	
	3年超5年以下	807	807	—	—		647	647	—	—	
	5年超7年以下	921	921	—	—		956	956	—	—	
	7年超10年以下	2,381	2,381	—	—		2,820	2,820	—	—	
	10年超	54,701	54,701	—	—		58,339	58,339	—	—	
	期限の定めのないもの	15,068	198	—	—		14,794	134	—	—	
残存期間別残高計		288,248	59,613	—	—		295,622	63,721	—	—	

（注）

- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
- 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
- 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 - ①金融機能の再生のための緊急措置の関する法律施工規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和 6 年度					令和 7 年度				
	期首残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	132	137	—	△ 132	137	137	145	—	△ 137	145
個別貸倒引当金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分		令和 6 年度						令和 7 年度					
		期首残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却
				目的使用	その他					目的使用	その他		
国 内	国 内	—	—	—	—	—	/	—	—	—	—	—	/
	国 外	—	—	—	—	—	/	—	—	—	—	—	/
	地域別計	—	—	—	—	—	/	—	—	—	—	—	/
法 人	農 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	日本国政府・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	個 人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
業種別計		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

⑤ 信用リスク・アセット残高内訳表

(単位：百万円)

項 目	リスク・ウェイト (%)	令和6年度						令和7年度					
		CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの 加重平均値 (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの 加重平均値 (%)
		オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・アセット の額		オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・アセット の額	
		A	B	C	D	E		A	B	C	D	E	
	－						F (=E/(C+D))						F (=E/(C+D))
現 金	0	465		465		0	0	336		336		0	0
我が国の中央政府及び 中 央 銀 行 向 け	0												
外国の中央政府及び中 央 銀 行 向 け	0～150												
国際決済銀行等向け	0												
我が国の地方公共団体 向 け	0												
外国の中央政府等以外 の 公 共 部 門 向 け	20～150												
国際開発銀行向け	0～150												
地方公共団体金融機構 向 け	10～20												
我が国の政府関係機関 向 け	10～20												
地 方 三 公 社 向 け	20												
金融機関、第一種金融 商品取引業者及び保険 会 社 向 け	20～150	213,765		213,765		42,753	20	217,240		217,240		43,448	20
(うち第一種金融商品 取引業者及び保険会社 向 け)	20～150												
カバード・ボンド向け	10～100												
法人等向け（特定貸付 債権向けを含む。）	20～150	127		127		127	100	65		0		0	
(うち特定貸付債権向 け)	20～150												
中堅中小企業等向け及 び 個 人 向 け	45～100	8,083	201	6,259	33	5,618	89	6,226	286	4,486	95	4,004	87
(うちトランザクター 向 け)	45		17		1	0	0		22		2	0	0
不 動 産 関 連 向 け	20～150	51,226		50,613		23,483	46	57,033	440	56,529	176	19,302	34
(うち自己居住用不動 産 等 向 け)	20～75	36,250		35,932		17,763	49	40,994	28	40,719	11	13,482	33
(うち賃貸用不動産向 け)	30～150	14,975		14,681		5,719	39	15,838	411	15,614	164	5,691	36
(うち事業用不動産関 連 向 け)	70～150							112		110		77	70
(うちその他不動産関 連 向 け)	60							88		85		51	60
(うちA D C向け)	100～150												
劣後債権及びその他資 本 性 証 券 等	150												
延滞等向け（自己居住 用不動産等向けを除く ）	50～150												
自己居住用不動産等向 けエクスポージャーに 係 る 延 滞	100												
取 立 未 済 手 形	20												
信用保証協会等による 保 証	0～10	142		142		14	10	125		125		12	10
株式会社地域経済活性 化支援機構等による保 証 付	10												
共 済 約 款 貸 付	0												
株 式 等	250～400	38		38		38	100	38		38		49	129
上 記 以 外	100～1250	14,366	0	14,366	0	30,231	210	14,286	0	14,286	0	30,153	211
(うち重要な出資のエ クスポージャー)	1250												
(うち他の金融機関等 の対象資本等調達手段 のうち対象普通出資等 及びその他外部T L A C関連調達手段に該当 するもの以外のものに 係るエクスポー ジャー)	250～400												
(うち農林中央金庫ま たは農業協同組合連合 会の対象資本調達手段 に係るエクスポー ジャー)	250	10,503		10,503		26,258	250	10,503		10,503		26,258	250
(うち特定項目のうち 調整項目に算入されな い部分に係るエク スポージャー)	250	72		72		182	253	74		74		187	253

(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C関連調達手段に関するエクスポージャー)	250												
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C関連調達手段に係るエクスポージャー)	150												
(うち右記以外のエクスポージャー)	100	3,790	0	3,790	0	3,790	100	3,708	0	3,708	0	3,708	100
証 券 化	-												
(うちS T C要件適用分)	-												
(うち短期S T C要件適用分)	-												
(うち不良債権証券化適用分)	-												
(うちS T C・不良債権証券化適用対象外分)	-												
再 証 券 化	-												
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-												
未 決 済 取 引	-												
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (ハ)	-												
合計 (信用リスク・アセットの額)	-					102,266						96,970	

⑥ ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後の
エクスポージャーの額

(単位：百万円)

項目	令和6年度												
	信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）												
	0%		20%		50%		100%		150%		その他		合計
我が国の中央政府及び中央銀行向け													
外国の中央政府及び中央銀行向け													
国際決済銀行等向け													
	0%		10%		20%		50%		100%		150%		その他 合計
我が国の地方公共団体向け													
外国の中央政府等以外の公共部門向け													
地方公共団体金融機構向け													
我が国の政府関係機関向け													
地方三公社向け													
	0%		20%		30%		50%		100%		150%		その他 合計
国際開発銀行向け													
	20%		30%		40%		50%		75%		100%		150% その他 合計
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	213,765												0 213,765
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）													
	10%		15%		20%		25%		35%		50%		100% その他 合計
カード・ボンド向け													
	20%		50%		75%		80%		85%		100%		130% 150% その他 合計
法人等向け （特定貸付債権向けを含む。）									127				0 127
（うち特定貸付債権向け）													
	100%			150%			250%			400%			その他 合計
劣後債権及びその他資本性証券等株式等													
							38			0			38
	45%			75%			100%			その他			合計
中堅中小企業等向け及び個人向け	1			284			2,895			3,112			6,292
（うちトランザクター向け）	1									0			1
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向け うち自己居住用不動産等向け	5,545	1,965	5,222			27	2,860	3,878	19	16,384	28	4	35,932
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計	
不動産関連向け うち賃貸用不動産向け	8,814	2,056		2,315		470	267		678	79	2	14,681	
	70%		90%		110%		112.50%		150%		その他 合計		
不動産関連向け うち事業用不動産関連向け													
	60%					その他					合計		
不動産関連向け うちその他不動産関連向け													
	100%				150%				その他				合計
不動産関連向け うちADC向け													
	50%			100%			150%			その他 合計			
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）													
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞													
	0%		10%		20%		100%		その他		合計		
現金	465								0		465		
取立未済手形 信用保証協会等による保証付			142						0		142		
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付 共済約款貸付													

項目	令和7年度												
	信用リスク・エクスポージャーの額（C C F・信用リスク削減手法適用後）												
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計						
我が国の中央政府及び中央銀行向け													
外国の中央政府及び中央銀行向け													
国 際 決 済 銀 行 等 向 け													
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計					
我が国の地方公共団体向け													
外国の中央政府等以外の公共部門向け													
地方公共団体金融機構向け													
我が国の政府関係機関向け													
地 方 三 公 社 向 け													
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計					
国 際 開 発 銀 行 向 け													
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計				
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	217,240							0	217,240				
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）													
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計				
カ バ ー ド ・ ボ ン ド 向 け													
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計			
法 人 等 向 け （特定貸付債権向けを含む。）						0			-	0			
（うち特定貸付債権向け）													
	100%		150%		250%		400%		その他		合計		
劣後債権及びその他資本性証券等													
株 式 等					38				-		38		
	45%			75%			100%			その他			合計
中堅中小企業等向け及び個人向け	2			250			1,583			2,745			4,581
（うちトランザクター向け）	2									-			2
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不 動 産 関 連 向 け うち自己居住用不動産等向け	9,985	2,941	7,803				5,093	4,616		3,988	16	6,285	40,730
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計	
不 動 産 関 連 向 け うち賃貸用不動産向け	10,907	1,280		2,400		741	201		170	77	-	15,778	
	70%		90%		110%		112.50%		150%		その他		合計
不 動 産 関 連 向 け うち事業用不動産関連向け	110										-		110
	60%					その他					合計		
不 動 産 関 連 向 け うちその他不動産関連向け	-					-					-		
	100%			150%			その他			合計			
不 動 産 関 連 向 け うち A D C 向 け	-			-			-			-			
	50%			100%			150%			その他			合計
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	-			-			-			-			-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-			-			-			-			-
	0%		10%		20%		100%		その他		合計		
現 金	336								-		336		
取 立 未 済 手 形	-		-		-		-		-		-		
信用保証協会等による保証付			125						-		125		
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-		-		-		-		-		-		
共 済 約 款 貸 付	-		-		-		-		-		-		

⑦ 資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

（単位：百万円）

リスク・ウェイトの区分	令和6年度				令和7年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの加重平均値 （％）	資産の額及び信 相当額の合計額 （CCF・信用リスク削 減効果適用後）	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの加重平均値 （％）	資産の額及び信 相当額の合計額 （CCF・信用リスク削 減効果適用後）
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目			オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	240,465			238,213	258,979	440	40%	257,062
40%～70%	26,072	17	10%	25,931	17,121	22	10%	17,039
75%	568	141	11%	580	475	33	10%	467
80%								
85%	2,895	40	40%	2,900	2,609	5	10%	2,589
90%～100%	3,046			3,023	1,587	223	40%	1,583
105%～130%	683			678	170			170
150%	79			79	77			77
250%	38			38	38			38
400%								
1250%								
その他	0	2	10%	0	5	2	10%	0
	273,848	201	17%	271,445	281,064	727	37%	279,028

信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定がされている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。
当ＪＡでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当ＪＡでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または証券会社、これら以外の主体で長期格付がA-またはA3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。
担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:百万円)

—	令和6年度			令和7年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構 向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関 向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商 品取引業者及び保険会社 向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付 債権向けを含む。)	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及 び個人向け	0	208	—	1	154	—
自己居住用不動産等向 け	—	—	—	—	6,647	—
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不 動産等向けを除く。)	—	—	—	—	—	—
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延 滞	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	—	—	—	—	—
合計	0	208	—	1	6,801	—

(注)

- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 - ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
- 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
- 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)等が含まれます。
- 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

CVAリスクに関する事項

- ◇ CVAリスク相当額の算出に使用する手法（SA-CVA、完全なBA-CVA、限定的なBA-CVA又は簡便法をいう。）の名称及び各手法により算定される対象取引の概要
CSVリスク相当額は「簡便法」に算出しておりますが、計測対象となる取引はありません。
- ◇ CVAリスクの特性及びCVAに関するリスク管理体制の概要（CVAリスクのヘッジ方針及びヘッジの継続的な有効性を監視するための体制を含む。）

CVAリスクは、派生商品取引における取引相手の信用力悪化に伴う時価変動により損失が発生するリスクであり、取引にあたっては、取引相手の信用力を評価したうえで行っております。

マーケット・リスクに関する事項

- ◇ リスク管理の方針及び手続等の概要
「マーケット・リスク」とは、金利、為替、株価等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債およびオフバランス取引の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し、損失を被るリスクのことです。
当組合は、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としておりますが、計測対象となる取引はありません。

オペレーショナル・リスクに関する事項

- ◇ リスク管理の方針および手続の概要
「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです。
当該リスクの管理方針等については、前項の「リスク管理の状況」をご覧ください。
- ◇ BIの算出方法
BI（事業規模指標）の額は、ILDC（金利要素）、SC（役務要素）およびFC（金融商品要素）を合計して算出しています。なお、ILDC、SCおよびFCの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しています。
- ◇ ILMの算出方法
ILM（内部損失乗数）は、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。
- ◇ オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無
該当ありません。
- ◇ オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した特殊損失の有無（特殊損失を場外した場合には、その理由も含む）
該当ありません。

出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

① 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを系統及び系統外出資に区分して管理しています。

系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等または株式等エクスポージャーの評価等について、系統及び系統外出資は、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	—	—	—	—
非上場	10,541	10,541	10,541	10,541
合 計	10,541	10,541	10,541	10,541

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表の合計額です。

③ 出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

該当する取引はありません。

④ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額
(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

該当する取引はありません。

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額
(子会社・関連会社株式の評価損益等)

該当する取引はありません。

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当ＪＡでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量算出要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続規程」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスクの管理方針および手続きについては以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明
当ＪＡでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。
- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明
当ＪＡは、ＡＬＭ委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。
- ・金利リスク計測の頻度
月末を基準日として、四半期毎にIRRBBを計測しています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当ＪＡでは、経済価値ベースの金利リスク量（ $\angle E V E$ ）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.251年です。
- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ・流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・内部モデルの使用等、 $\angle E V E$ および $\angle N I I$ に重大な影響を及ぼすその他の前提、前事業年度末の開示からの変動に関する説明
内部モデルは使用しておりません。
- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明
 $\angle E V E$ の前事業年度末からの主な変動要因は、下方パラレルシフトにおける運用側（預け金・貸出金）の価値変動額の低下です。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

② 金利リスクに関する事項

（単位：百万円）

IRRBB 1：金利リスク					
項番		$\angle E V E$		$\angle N I I$	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	0	0	0	0
2	下方パラレルシフト	455	749	303	295
3	スティープ化	119	60		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	455	749	303	295
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	19,255		18,721	

（注）

1. 「 $\angle E V E$ 」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
2. 「 $\angle N I I$ 」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。

《業 務 運 営 の 方 針》

リスク管理の体制

財務の健全性を最優先課題として、収益性を確保しつつ、かつリスクの分散をはかり、各種の運用審査体制を強化して、金融事業以外の業務を兼営する総合事業の強みを生かし、特に不動産事業との連携のなか、貸出内容の事業審査、担保評価の客観性を重視した運用を図っております。

以下、上記を実現するために、下記の具体的な方針や方策を採用し、実現しています。

1. リスク分散について

- (1) 貸出については、一取引先あたりの貸出額の上限を設定し、特定業種に偏った貸出を制限してリスクの分散を図っています。
- (2) 貸出の中における個人住宅ローンについては、一般法人愛知県農協信用保証センターを中心とした保証会社保証の付帯を原則として、万一に備えています。
- (3) 貸出以外の余裕金運用については、元本保証のある系統信連預金及び金融機関預金とし、資産の安全性を重視しています。
- (4) 有価証券運用は、現在行っておりませんが、運用する場合には明確な上限と取得制限を設定しリスクの分散を図っています。

2. 審査、運用監視体制について

- (1) 不動産担保評価については、客観指標の相続税路線価を採用し、恣意的な評価を明確に排除し毎年の地価の変動にも対応しています。
- (2) 運用監視体制については、信用事業以外の業務を兼営する強みを生かし、不動産部門、共済部門、経済部門、管理部門の責任者を交えたALM委員会を原則週1回開催し、多角的観点より監視検討をしています。あわせて月1回全役員によるALM委員会を開催し監視検討しています。
- (3) 不動産賃貸施設の建設資金についての審査は、長年の経験とノウハウの蓄積で定評のあるJAみどり不動産部が全件を担当し、貸出対象事業の安全性の確保を重点とした独立部門としての審査に当たっています。
- (4) 貸出金額の過半を占める個人住宅ローンには、協同住宅ローン株式会社および一般社団法人愛知県農協信用保証センターを中心とした保証会社保証の付帯をすることにより、保証機関の独自の貸出審査が行われ、二重の安全性を確保しています。

3. 財務の健全性について

- (1) 自己資本の増強に努め、特に健全な収益確保を目指して組織運営に当たっています。
- (2) 上記を実現するための手段として、職員一人当たりの労働生産性を高めコストの大半を占める人件費の圧縮に努めています。
- (3) 高効率経営を実現することにより、顧客本位のサービスに努め、貯金金利や貸出金利の優遇を図ることにより地域密着の事業展開を拡大し、更に健全な財務内容の実現に努めます。

4. 資金回収について

万一の場合の資金回収については、担保の任意売買を主力に早期の解決を図っています。担保のほとんどが土地区画整理事業の施行地域のため、換金性が高く、不動産部門を兼営することにより、土地の売買を直接行い、独自の処理手段を擁していることと相まって不良債権の発生を抑えています。

5. 検査・監査体制

外部監査体制を継続し、外部事務所による監査機能の充実を図っています。その他法令に基づく、会計監査人監査や愛知県による行政検査も定期的に行われます。

さらに、内部監査室による四半期ごとの定期監査及び無通告監査を実施しながら、事務の厳正化や事務ミス発生防止に努めて内部牽制が機能する体制を取れるようにしています。

また、職員の半数以上が内部監査士の資格を有し、自己の業務遂行の中で監査機能を発揮するように努めています。

《個人情報保護方針》

緑信用農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守します。

1. 当組合は、個人情報を適正に取扱うために、個人情報の保護に関する法律（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい（保護法第2条第1項、2項）、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは個人番号をその内容に含む個人情報をいい（番号利用法2条第8項）、以下も同様とします。

2. 当組合は、個人情報の取扱いについて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を取扱います。ただし、特定個人情報については、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下も同様とします。

3. 当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

4. 当組合は、取扱う個人データおよび特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業員および委託先を適正に監督します。

なお、個人データとは、保護法第16条第3項が規定する、個人情報データベース等（保護法第16条第1項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。
また、当組合は、番号利用法第 19 条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。
6. 当組合は、仮名加工情報（保護法第 2 条第 5 項）および匿名加工情報（保護法第 2 条第 6 項）の取扱いに関しては、保護法・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。
7. 当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。
8. 当組合は、保有個人データについて、法令に基づきご本人からの開示、訂正・利用停止等に応じます。
保有個人データとは、当組合が、本人又はその代理人から求められる開示、内容訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止のすべてに応じることができる権限を有する個人データをいいます（保護法第 16 条第 4 項）。
9. 当組合は、個人情報につき、ご本人からの苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。
10. 当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

以 上